

【歴史・民俗】

## 19 世紀前半の名古屋商人

日本福祉大学知多半島総合研究所 教授 高部 淑子

### はじめに

江戸時代、名古屋は表高約 62 万石の尾張藩の城下町であり、日本国内では江戸・大坂・京都に次ぐ規模の都市であった。また、江戸・大坂の中間に位置し、農業だけでなく加工業の生産力も高い尾張・美濃・伊勢、山林資源の豊富な美濃・飛騨・信濃の環伊勢湾周辺地域の物流の中核でもあった。

しかし、江戸時代の名古屋やその周辺地域の商人や流通に関する研究は必ずしも多くはない。1915 年(大正 4)発行の『名古屋市史』<sup>(1)</sup>は全 6 編(社寺・政治・学芸・風俗・産業・地理)と人物編・地図からなるが、そのなかで江戸時代の産業にさかれたのは約 120 ページに過ぎない。戦後、名古屋の商人研究をリードしてきたのは林董一氏である<sup>(2)</sup>。その研究では、「寛延旧家集」<sup>(3)</sup>などを基本史料として、江戸時代前半から名古屋に居を構えていた商人の由緒やその家格などを明らかにし、それと併せて茶屋中島家や升屋半三郎家など個別の商家の分析も行っている。林氏の問題関心は、「名古屋商人はいつ、いかにして成立したか、はこれまでほとんど研究がなされていない。そこで本章において、この点につき、いささか考察したくおもう。名古屋商人の形成時期、その過程は、商人史の研究にとって、もっとも基礎的かつ重要な問題と考えるからである」<sup>(4)</sup>と書かれているとおり、商人史、それも名古屋城下の商業の基盤形成にあった。そうした意味では、林氏の研究は名古屋の商人や経済を考える上の基礎として重要である。ただ、主たる問題関心の外にある江戸時代半ば以降に成長してくる商人や商売・取引の実態についての言及は少ない。

その後、『新修名古屋市史』や『愛知県史』の編纂過程で文書調査が進められ<sup>(5)</sup>、商人や流通・経済に関わる文書が発掘され、個々の商人の経営や名古屋の商人の実態がしだいに明らかにされてきた。今後はこの成果を活かしていくことが必要であろう。また、『名古屋城下町復元プロジェクト報告書』<sup>(6)</sup>、『名古屋城下お調べ帳』<sup>(7)</sup>も刊行され、各種の史料に登場する名古屋城下の町人の人名リストなどが作成された。これらは名古屋町人にアプローチするための基礎データとして有用である。

名古屋に関する研究では、どの分野でも徳川宗春が藩主に就いていた享保・元文期を重要視する傾向が強い。林氏の研究が江戸時代前半に主眼があったこととあいまって、名古屋城下の経済やそこから生み出される都市の賑わいについての研究も同様である。しかし、全国的にみても 18 世紀半ば以降の経済成長には目覚ましいものがあり、当然尾張や環伊勢湾周辺地域の経済も 18 世紀半ばまでにつくられてきた基礎の上にさらに大きく発展したと考えてよいであろう。そこで、本稿では 19 世紀前半を中心に名古屋商人の名前を拾

い出せる材料を提示してその全体的な傾向を考え、さらに商人やその仲間の実態の一端を検討してみたい。

## 1 名古屋商人の存在形態

### (1) 19世紀初頭までの名古屋商人

商人にとって自らの格を主張する指標のひとつはその出自や由緒である。「寛延旧家集」はそうした商人の立場を明確にするために、町奉行所が1750年(寛延3)に各商人に由緒を書き上げさせてまとめたものである。以下、『名古屋叢書』第12巻の解説(所三男氏執筆)から、この時期までの名古屋の商人のあり様をみておく。

名古屋城下の商業について「大御所的な茶屋中島氏を除いては殆んど清須越町人、即ち名古屋築城直後に、それまでの城下の清須から集団的に移住させられた由緒を持つ町人たちの独占するところ」であり、その独占的な地位は元禄期までは続くとしている。それが清須越の商家からの分家や奉公人の独立、小商人の自立、畿内・伊勢など他地域からの商人の流入などが増え、しだいに由緒やそれまでの経営実績に代わって現実の商業資本が重要になる。その結果、由緒に依存する旧家の商人が新しい勢力に押されて、衰退を余儀なくされるケースも生じてくる。尾張藩がこうした旧勢力の衰退への対応策を講じるために行った調査が、この1750年(寛延3)の由緒書上である。ただし、実際に旧家に対するてこ入れ策が実施されたかは現時点では明らかではない。また、清須越の由緒調査は1699年(元禄12)が最初だったともされ、清須越などの由緒を持つ旧来からの商人の危機は17世紀末にはすでに問題化しつつあった可能性もある。

「寛延旧家集」に収録された家は115家に及ぶ。115家は、「清須越由緒有之町人」(13家)、「清須越之外由緒有之町人」(15家、内清須越8家を含む)、「清須越之者」(71家、他に駿河越4家)、「御扶助之町人」(12家、内清須越9家・駿河越3家)に分類されている。清須越が101軒、全体の88%を占める。各商人の書上によれば、清須越や駿河越の商人たちは、南北でいえば本町筋、東西でいえば京町筋・伝馬町筋など名古屋城下のメインストリートや堀川沿いに居を構えていることが多い。

「寛延旧家集」の後、清須越の商人などが書き上げられたのは「那古野府城志」<sup>(8)</sup>である。「那古野府城志」は郡村徇行記の一部として樋口好古が作成したものである。樋口好古は1789年(寛政元)に国方吟味役並になると、その職務遂行のために村々を巡見して実態を把握すべきと考え、小牧代官所の管轄地から調査を開始した。1792年(寛政4)に筆を起こし、「那古野府城志」を含む郡村徇行記を1822年(文政5)5月に完成させた。「那古野府城志」も郡村徇行記も1822年(文政5)の自序が付されている。しかし、「那古野府城志」の次にあげる項目の部分で年代が明記されているなかでは1797年(寛政9)の記載が最も新しい。したがって、「那古野府城志」の内容は完成時よりは少しさかのぼり、主に19世紀初頭までの実態が反映されていると考えられる。

「那古野府城志」には、「月俸等を賜はれる府下町人の部」「家系由緒町人の部」「自清洲遷府不易の町人の部」「駿河越町人の部」「清洲越の外由緒有之町人の部」「御城代支配御職人」

「御作事奉行支配御職人」「御小納戸支配御職人」「御賄頭支配御職人并御納戸支配職人」の10類型が設定されている。その他に、「玉屋町小見山宗法由緒」の項目があり、また「札辻伝馬町」の項目のなかには、惣町代花井七左衛門ほかの由緒が記されている。ここに記載がある商人・職人の総数は181人、その内訳は、清須越119人・駿府越7人、その他55人となっている。全体で清須越の商人・職人が占める割合は66%であり、寛延期に比べれば清須越の割合は2割ほど低くなっている。尾張藩からみて重要と判断される商人・職人が増え、そこには現実の経済力や藩財政との関係の深さなどが考慮されているといえよう。

項目別の人数とその内訳は、「札辻伝馬町」14人(清須越12・他2、以下カッコ内は内訳で単位を省略)、「月俸等を賜はれる府下町人の部」7人(清須越1・他6)、「家系由緒町人の部」26人(清須越24・他2)、「自清洲遷府不易の町人の部」65人(清須越65)、「駿河越町人の部」4人(駿府越4)、「清洲越の外由緒有之町人の部」27人(他27)、「御城代支配御職人」24人(清須越11・駿府越2・他11)、「御作事奉行支配御職人」9人(清須越5・他4)、「御小納戸支配御職人」1人(他1)、「御賄頭支配御職人并御納戸支配職人」3人(清須越1・駿府越1・他1)と小見山宗法(他1)である。

「那古野府城志」の調査・編纂の時期は、尾張藩の御用達制度が整備されていく時期にあたる。『新修名古屋市史』第4巻によれば、1795年(寛政7)に御勝手御用達が少なくとも7人任命され、その後1803年(享和3)には名古屋城下の商人と在方有力者各10人が御勝手御用達に任命された。1795年(寛政7)が御勝手御用達任命の初発であるかは確定していないが、18世紀末近くになって御用達制度が整備されたと考えてよいであろう。これに先立つ明和・安永期には主だった商人56人を3つのランクに分け、それぞれ200両・100両・50両の調達金が命じられている<sup>(9)</sup>。

以後、幕末期まで御用達は増加していき、1869年(明治2)には御勝手御用達10人・御勝手御用達格25人・御勝手御用達格次座25人・町奉行御用達30人・町奉行御用達格100人・町奉行御用達格次座150人にのぼった。これら勝手方・町奉行の御用達に期待されるのは調達金など藩財政に寄与することであった。

## (2) 19世紀前半以降の名古屋商人

「那古野府城志」編纂後、尾張藩では商人の出自などによる一覧を作成するという作業は行われていない。先に示した『名古屋城下町復元プロジェクト報告書』『名古屋城下お調べ帳』では、業種を限定せず江戸時代の名古屋城下の商人をピックアップする資料として「連城亭随筆」「金鱗九十九之塵」「御用達名前帳」を使用している<sup>(10)</sup>。

「連城亭随筆」は尾張藩陪臣小寺玉晃の随筆である。『名古屋城下町復元プロジェクト報告書』で用いているのは、名古屋市鶴舞中央図書館が所蔵する名古屋市史編纂時に筆写された写本である。この中に1808年(文化5)7月に米切手に添印をした名古屋町人の一覧がある。18組に分けられた町人は最低でも調達金30両を納める人たちで、尾張藩の財政を支える町人たちといえる。「金鱗九十九之塵」<sup>(11)</sup>は名古屋町人桑山好之の著作で、天保末

年から弘化期の成立といわれる。地名の故実や寺社、「士農工商儒釈其外諸道芸能」の傑出した人物をとりあげ、編纂時の旧家の栄枯や「富有家」を調べて記すことを目的としている。他にも名産・名物や見聞・珍説・俚諺など幅広く題材を求めている。町ごとにまとめた記載形式になっているため、商人の一覧とはなっておらず、名前が載る商人は清須越などの由緒のある旧家の他、「連城亭隨筆」と同様米切手添印の組に含まれた商人や御用達が中心である。「御用達名前帳」は1868年(明治元)3月時点の勝手方および町奉行の御用達商人の一覧であり、格ごとに記されその人数は353人に及ぶ。これも『名古屋商家集』に収録された写本である。

以上のようにこれらの史料を利用することで、清須越などの旧家、御用達や米切手への添印など尾張藩との関係が深い商人はある程度リストアップできると考えられる。しかし、経済が活性化してさまざまな商人が活動している19世紀以降の商人を幅広く拾い上げるには限界がある。尾張藩との関係を優先するのではなく一般の人々を意識して作成された史料としては長者番付がある。現在までのところ、江戸時代に作成された名古屋商人の長者番付は写も含めて4種類確認されている。「尾張名古屋町人相撲之番附」「おはりなごや持まる後でき」「名古屋分限見立角力」「尾張名古屋分限見立角力」の4種類である<sup>(12)</sup>。

「尾張名古屋町人相撲之番附」は、「万法宝蔵一切大成」という記録に写し取られた見立番付である。そのため、元来の形式は不明である。これには東西それぞれの大関・関脇・小結・前頭と行司・頭取、総勢54人の名前があがっている。「万法宝蔵一切大成」は加木屋村(東海市)の庄屋をつとめた久野清兵衛が1790年(寛政2)から書き始めた記録である。前後の記事などからこの番付は寛政期半ばのものではないかと推測される。また、この54人が番付のすべての情報であるとする、他の3種類と比べてコンパクトな番付である。

他の3種類の見立番付のうち、作成時期が明記されているのは「名古屋分限見立角力」の1840年(天保11)2月だけである。「おはりなごや持まる後でき」は番付そのものには作成年月が記されていないが、服部家で所蔵している番付には「天保七歳名府諸々之番附流行ニテケ様ノモノモ出板候控」と書込があるので、1836年(天保7)のものと考えられる。「尾張名古屋分限見立角力」は後述するように内容からみて天保後期の作と推測される。また、「おはりなごや持まる後でき」には「玉光軒」、「尾張名古屋分限見立角力」には「全」の記名があるのみで、作成者・発行者と思われるこれらの人物の特定には至っていない。作成者やその立場、作成の目的や基準などについては今後の検討課題である。

天保期の作成と考えられる3種類の見立番付に掲載されている人名の一覧が【表1】である。便宜上掲載人数の多い順に、「尾張名古屋分限見立角力」「名古屋分限見立角力」「おはりなごや持まる後でき」の順に配列した。これらは見立番付なので最上部にそれぞれの表題があり、その下は相撲番付と同じ形態で、中央に行司や勸進元、左右各5段に大関から前頭までが並び、最下段の最後には世話人などが加わる場合もある。【表1】では中央を「C」、右側を「R」、左側を「L」と表記している。R・Lの次の数字1～5は上から順に段数、続いて大関・小結・前頭と世話人などの格や役割、ハイフンの次の数字はその格・役割の人物が複数いる場合の右からの並び順である。中央は役割ごとに番号を付けたが2

【表1】 見立番付に登場する商人一覧

名前	居所	尾張名古屋	名古屋	おはりなごや	他典拠
下村庄之助	富田町	C 行司 1-1		C 行司 1-1	連城/金鱗/慶応
松前屋小八郎	本町二丁目	C 行司 1-2		C 行司 1-2	明和/連城/金鱗/慶応
白木屋甚右衛門	伊勢町・練屋町	C 行司 1-3		C 行司 1-2	連城/金鱗/慶応
京井甚左衛門	研屋町一丁目	C 行司 2-1			
水口屋伝吉	玉屋町	C 行司 2-2		R5 世話人 -6	連城/金鱗
山口屋藤九郎	諸町	C 行司 2-3	C 行司 2-1	C 行司 2-5	明和/府城/連城/金鱗
大口屋清兵衛	万屋町	C 行司 2-4	C 行司 2-3	C 行司 2-2	明和/連城/慶応
浜嶋藤右衛門	車ノ町	C 行司 2-5		C 行司 2-1	金鱗
磯貝忠左衛門	車ノ町	C 行司 2-6		C 行司 2-6	府城/連城/金鱗/慶応
駒屋小左衛門	鉄砲塚町	C 行司 2-7		L5 世話人 -2	明和/府城/連城/金鱗
水口屋伝兵衛	玉屋町	C 頭取 -1		C 頭取 -2	府城/連城/金鱗/慶応
和泉屋権右衛門	上長者町	C 頭取 -2	R5 頭取 -4	C 頭取 -1	府城
小西利左衛門	門前町本町通	C 頭取 -3	C 行司 2-6	C 頭取 -3	連城/金鱗
枡屋彦八	東枇杷島	C 頭取 -4	R5 頭取 -2	R5 世話人 -3	連城/金鱗
塩屋利助		C 頭取 -5	C 行司 2-5		
麻生屋吉兵衛		C 頭取 -6			
青貝屋忠次郎		C 頭取 -7		L5 世話人 -5	
萱津屋武兵衛	伝馬町	C 頭取 -8	R5 頭取 -1	C 頭取 -5	府城/連城/金鱗
伊藤治郎左衛門	茶屋町	C 勸進元惣後見	C 勸進元	C 勸進元惣後見	明和/府城/連城/金鱗/慶応
神戸文左衛門	元材木町	C 差添人	C 行司 1-1	R1 前頭 -01	府城/金鱗
内海屋忠蔵	納屋町	R1 大関	R1 大関	R1 大関	連城
十一屋庄兵衛	玉屋町	R1 関脇	L1 関脇		府城/連城/慶応
十一屋庄五郎				L1 関脇	
伊藤屋賢之助		R1 小結		R1 関脇	
吹原九郎三郎	上島町	R1 前頭 -01	C 差添人	R2 前頭 -03	明和/府城/連城/慶応
菱屋喜兵衛	伝馬町	R1 前頭 -02	R1 前頭 -03	L1 前頭 -02	連城/金鱗/慶応
桔梗屋佐兵衛	上七間町	R1 前頭 -03	R1 前頭 -02	L1 前頭 -04	金鱗/慶応
小嶋屋庄兵衛	塩町	R1 前頭 -04			明和
小島屋庄右衛門	塩町		C 行司 1-2	L2 前頭 -05	連城
杉山屋宗右衛門	宮町	R1 前頭 -05	R1 前頭 -04	L1 前頭 -03	連城/金鱗/慶応
大鐘屋藤七	納屋町	R1 前頭 -06	L2 前頭 -02	R2 前頭 -05	府城
山本屋甚兵衛	小狹町	R1 前頭 -07	R2 前頭 -03	R2 前頭 -04	連城/金鱗
関戸治郎	姥屋町	L1 大関	L1 大関	L1 大関	府城
笹屋惣助	鉄砲町一丁目	L1 関脇	L1 小結	R1 小結	連城/金鱗/慶応
皆川屋庄蔵	納屋町	L1 小結	R1 関脇	L1 小結	府城/連城/慶応
萱津屋伊右衛門	伝馬町	L1 前頭 -01	R1 前頭 -01	L1 前頭 -01	寛延/明和/府城/連城/金鱗/慶応
美濃屋勘七	万屋町	L1 前頭 -02	L1 前頭 -01	R1 前頭 -04	連城/慶応
中嶋屋甚助	宮町	L1 前頭 -03	L1 前頭 -02	R1 前頭 -02	連城/金鱗
田嶋屋鎌蔵	伝馬町	L1 前頭 -04	R2 前頭 -02	R1 前頭 -03	金鱗
平野屋為蔵	小島町	L1 前頭 -05	L1 前頭 -03	L1 前頭 -05	金鱗
清水屋太左衛門	納屋町	L1 前頭 -06	L3 前頭 -05	R2 前頭 -13	府城/連城
永楽屋伝右衛門	鉄砲塚町	L1 前頭 -07	L2 前頭 -08	L2 前頭 -04	府城/連城/金鱗
近江屋孫右衛門	坂上町	R2 前頭 -01	R2 前頭 -06		連城/金鱗
井桁屋勘兵衛	伏見町	R2 前頭 -02	R2 前頭 -05	R2 前頭 -09	連城/金鱗/慶応
大黒屋佐右衛門	万屋町	R2 前頭 -03	L2 前頭 -06	L2 前頭 -09	連城
材木屋惣兵衛	下材木町	R2 前頭 -04	L1 前頭 -04	R2 前頭 -01	明和/連城/慶応
中嶋屋彦三郎	堀詰町	R2 前頭 -05	L2 前頭 -01	L2 前頭 -07	
田嶋屋与左衛門	下御園町	R2 前頭 -06	L2 前頭 -03	R1 前頭 -05	金鱗
杉屋与左衛門	伝馬町	R2 前頭 -07	R2 前頭 -04	L3 前頭 -02	連城/金鱗
田立屋作兵衛	伏見町	R2 前頭 -08	R1 前頭 -05	R2 前頭 -02	金鱗
佐野屋与右衛門	九十軒町	R2 前頭 -09	R2 前頭 -07	R2 前頭 -10	明和/連城/金鱗
山本屋甚蔵	伝馬町	R2 前頭 -10	R2 前頭 -14	R3 前頭 -17	連城/金鱗
小川屋甚助	船入町	R2 前頭 -11		R2 前頭 -11	
半田屋助右衛門	船入町	R2 前頭 -12		L5 世話人 -6	明和/連城
高木屋久兵衛	下茶屋町	R2 前頭 -14	L2 前頭 -12	L2 前頭 -11	金鱗/慶応
高麗屋新三郎	橘町	L2 前頭 -01	L1 前頭 -05	R2 前頭 -06	連城/慶応
安田屋彦兵衛	玉屋町二丁目	L2 前頭 -02	L2 前頭 -05	L2 前頭 -08	連城/金鱗/慶応
白木屋徳右衛門	伊勢町・練屋町	L2 前頭 -03	L2 前頭 -11	R3 前頭 -05	府城/連城/金鱗/慶応
知多屋新四郎	大船町	L2 前頭 -04	R2 前頭 -01	L2 前頭 -01	慶応
松尾屋久蔵	鍋屋町	L2 前頭 -05	L2 前頭 -07	R2 前頭 -07	金鱗/慶応
井桁屋彦兵衛	笹屋町	L2 前頭 -06	C 行司 1-4	R3 前頭 -09	連城/金鱗/慶応
鎧屋善右衛門	石町	L2 前頭 -07	L5 頭取 -2	R4 前頭 -10	連城/金鱗
美濃屋治兵衛	納屋町	L2 前頭 -08			
美濃屋次右衛門	東田町		C 行司 1-5	R2 前頭 -12	

## 19世紀前半の名古屋商人

笹屋平吉	本町二丁目	L2 前頭 -09	R2 前頭 -12	L3 前頭 -15	連城／金鱗
佐野屋清左衛門	九十軒町	L2 前頭 -10	R2 前頭 -11	L2 前頭 -13	明和／府城／連城
藤屋新左衛門	大船町	L2 前頭 -11	R3 前頭 -02	L3 前頭 -09	
堀田屋清左衛門	大伝馬町	L2 前頭 -12	R2 前頭 -08	L2 前頭 -10	
茶碗屋清左衛門	伝馬町	L2 前頭 -13	L4 前頭 -02	L4 前頭 -03	明和／連城／金鱗
内海屋嘉六		L2 前頭 -14	L2 前頭 -10	R3 前頭 -01	
和泉屋三右衛門		R3 前頭 -01	R3 前頭 -13	R3 前頭 -04	
麻生屋貞助	和泉町	R3 前頭 -02	L2 前頭 -04	L2 前頭 -02	
銭屋喜兵衛	益屋町	R3 前頭 -03	L2 前頭 -09	L2 前頭 -06	
道具屋惣十郎	玉屋町二丁目	R3 前頭 -04	L3 前頭 -07	R3 前頭 -15	連城／金鱗
万屋善助	杉之町	R3 前頭 -05	L3 前頭 -08	L3 前頭 -05	連城
扇屋半七	小牧町	R3 前頭 -06	L3 前頭 -03	R3 前頭 -12	連城／金鱗
大黒屋孫助	伝馬町	R3 前頭 -07	R3 前頭 -09	L3 前頭 -13	連城／金鱗／慶応
井桁屋久左衛門		R3 前頭 -08			
井桁屋久助	福井町	R2 前頭 -13	C 行司 1-3	L3 前頭 -17	寛延／明和／府城／連城／金鱗
中嶋屋源兵衛	宮町	R3 前頭 -09	L3 前頭 -01	L3 前頭 -01	金鱗
八木屋弥兵衛	中市場町	R3 前頭 -10	R3 前頭 -01	R3 前頭 -06	連城／金鱗／慶応
藤屋武兵衛		R3 前頭 -11		R4 前頭 -01	
美濃屋(本屋)市兵衛	中市場町	R3 前頭 -13	C 行司 2-2	R4 前頭 -13	金鱗
藤川屋九郎助	宮町	R3 前頭 -13	R3 前頭 -08	R3 前頭 -08	連城／金鱗
板屋与三治	橋町	R3 前頭 -14	R3 前頭 -10	R4 前頭 -02	慶応
伊勢屋佐兵衛	宮町	R3 前頭 -15	L5 頭取 -1	L4 前頭 -08	金鱗
鈴村屋庄兵衛	伝馬町	R3 前頭 -16	L4 前頭 -11	L3 前頭 -12	連城
材木屋又八		R3 前頭 -17		L3 前頭 -16	
麩屋万兵衛	東本重町	R3 前頭 -18	L3 前頭 -10	L5 前頭 -09	
杉村屋太兵衛	玉屋町	L3 前頭 -01	R2 前頭 -13	R3 前頭 -07	
中屋又七		L3 前頭 -02			
中屋又左衛門			L3 前頭 -16	R3 前頭 -03	
大屋彦兵衛	下御園町	L3 前頭 -03	R3 前頭 -03	R3 前頭 -11	府城
知多屋権左衛門	中御園町	L3 前頭 -04	R2 前頭 -10	L2 前頭 -03	金鱗
御留屋清兵衛	戸田町	L3 前頭 -05		R5 世話人 -2	連城
吉文字屋宗兵衛	小牧町	L3 前頭 -06	R3 前頭 -05	L3 前頭 -08	連城／金鱗
吉野屋善九郎		L3 前頭 -07	L3 前頭 -09	L4 前頭 -02	
熊野屋喜平治	赤塚町	L3 前頭 -08	R3 前頭 -07	R4 前頭 -04	金鱗／慶応
万屋卯兵衛	元材木町両蔵屋敷	L3 前頭 -09	R3 前頭 -15		
松本屋源兵衛	蛭屋町	L3 前頭 -10	R3 前頭 -04	R3 前頭 -02	連城／慶応
橋屋四郎兵衛	小船町	L3 前頭 -11	L2 前頭 -14	L2 前頭 -12	慶応
駒屋平兵衛	下長者町一丁目	L3 前頭 -12	R4 前頭 -04	L4 前頭 -10	慶応
本屋(菱屋)久兵衛	鉄砲町二丁目	L3 前頭 -13	L4 前頭 -02	L4 前頭 -04	連城／金鱗
鍵屋九兵衛	住吉町	L3 前頭 -14	L4 前頭 -04	L5 前頭 -04	連城
米屋三左衛門		L3 前頭 -15			
江川屋与兵衛	納屋町	L3 前頭 -16	R3 前頭 -11	L5 前頭 -14	慶応
銭屋長右衛門	替地出来町	L3 前頭 -17	R4 前頭 -05	L4 前頭 -14	金鱗
致知屋甚九郎	針屋町	L3 前頭 -18	L3 前頭 -17	R4 前頭 -07	連城／金鱗
銭屋勘助	末広町	R4 前頭 -01	R4 前頭 -07		連城／金鱗
森田屋嘉兵衛		R4 前頭 -02	L3 前頭 -04	R5 前頭 -09	
板屋長八		R4 前頭 -03	L3 前頭 -11	R4 前頭 -13	
桔梗屋又兵衛	本町一丁目	R4 前頭 -04	L5 前頭 -02	L4 前頭 -17	寛延／府城／連城／金鱗／慶応
笹屋善七	鉄砲町三丁目	R4 前頭 -05	R4 前頭 -08	R5 前頭 -10	慶応
京万屋新蔵	橋町裏町	R4 前頭 -06	L3 前頭 -12	L5 前頭 -05	
見田屋七兵衛		R4 前頭 -07			
見田七右衛門	船入町		R4 前頭 -23	L4 前頭 -09	
平野屋卯兵衛		R4 前頭 -08	R4 前頭 -03	L5 前頭 -02	
米屋彦左衛門		R4 前頭 -09	L4 前頭 -22		
久木屋久助	木挽町	R4 前頭 -10	R5 前頭 -09	L4 前頭 -06	
羽柴屋源七	材木町	R4 前頭 -11	R5 頭取 -3	R4 前頭 -06	連城
米屋長八	古渡	R4 前頭 -12		R5 前頭 -13	連城
竹皮屋伊助	押切	R4 前頭 -13	L4 前頭 -07	L4 前頭 -13	連城
笹屋幸蔵	鉄砲町一丁目	R4 前頭 -14		L5 世話人 -3	連城／金鱗／慶応
井桁屋茂兵衛	坂上町	R4 前頭 -15	L5 前頭 -03	L4 前頭 -05	連城／金鱗
大野屋喜八		R4 前頭 -16			
高橋屋九八	朝日町	R4 前頭 -17	L5 前頭 -18		連城
水本屋佐蔵		R4 前頭 -18			
炭屋清左衛門	葎町	R4 前頭 -19	R4 前頭 -15	L4 前頭 -12	寛延／府城／連城
藤倉屋長八		R4 前頭 -20			
藤倉屋長六	大伝馬町		L4 前頭 -08	R5 前頭 -06	慶応
大鐘屋藤左衛門	納屋町	R4 前頭 -21	L4 前頭 -20	L5 前頭 -13	連城

明荷屋甚蔵	樽屋町	R4 前頭 -22		L5 前頭 -15	慶応
千田屋弥八	鉄砲町	R4 前頭 -23	R4 前頭 -18		連城
岡田屋太兵衛		L4 前頭 -01	L3 前頭 -02	L3 前頭 -06	
信濃屋喜助	小牧町	L4 前頭 -02	L3 前頭 -06	R3 前頭 -10	連城／金鱗
木綿屋藤右衛門		L4 前頭 -03	L5 前頭 -01	L3 前頭 -11	
藤屋市郎右衛門	伝馬町・本町五丁目	L4 前頭 -04	L5 頭取 -3	R4 前頭 -17	府城／連城
北山屋吉兵衛		L4 前頭 -05	R4 前頭 -06	L4 前頭 -11	
酢屋伝左衛門	袋町	L4 前頭 -06	L2 前頭 -13	L3 前頭 -07	
綿屋善吉		L4 前頭 -07	L4 前頭 -09	L5 前頭 -07	
笹屋利助	宮町三丁目	L4 前頭 -08	R4 前頭 -13	R4 前頭 -11	
飯屋喜兵衛	末広町	L4 前頭 -09	L3 前頭 -13	L4 前頭 -15	連城
銭屋藤兵衛		L4 前頭 -10	L4 前頭 -06	R4 前頭 -16	
泉屋太兵衛	下長者町	L4 前頭 -11			
駒屋伊兵衛		L4 前頭 -12	R5 前頭 -11	L4 前頭 -14	
米沢屋彦兵衛	古渡	L4 前頭 -13	R4 前頭 -17	R4 前頭 -09	連城
鏡屋平兵衛	玉屋町	L4 前頭 -14	L4 前頭 -21	R5 前頭 -01	
岡田屋利兵衛		L4 前頭 -15	L3 前頭 -14	R3 前頭 -14	
綿屋与三兵衛	伝馬町	L4 前頭 -16	L5 前頭 -14		連城／金鱗
坂井屋与助	諸町	L4 前頭 -17	L5 前頭 -11	R5 前頭 -08	金鱗
両口屋喜十郎	本町二丁目	L4 前頭 -18	R3 前頭 -16	R4 前頭 -12	連城／金鱗／慶応
笹屋喜七		L4 前頭 -19	L4 前頭 -03		
吉嶋屋九兵衛	福井町	L4 前頭 -20	R4 前頭 -02	R4 前頭 -08	連城／金鱗／慶応
万屋弥八	船入町	L4 前頭 -21	L3 前頭 -18	R5 前頭 -12	慶応
綿屋市兵衛		L4 前頭 -22	L5 前頭 -12		
師崎屋長兵衛	船入町	L4 前頭 -23			慶応
中野屋林蔵		R5 前頭 -01	R3 前頭 -12	L3 前頭 -14	
米屋浅右衛門	古渡	R5 前頭 -02	R4 前頭 -22		連城
亀屋善右衛門	末広町	R5 前頭 -03		R5 前頭 -05	連城
瀬戸物屋善七	下茶屋町	R5 前頭 -04			金鱗
材木屋八右衛門	天道町	R5 前頭 -05			金鱗
綿屋利左衛門		R5 前頭 -06			
松屋甚吉		R5 前頭 -07	L5 前頭 -04	R5 前頭 -02	
美濃屋徳兵衛	門前町	R5 前頭 -08	L5 前頭 -14		慶応
山口屋嘉兵衛		R5 前頭 -09	L4 前頭 -24	R5 前頭 -03	
井筒屋惣兵衛	鉄砲町	R5 前頭 -10			金鱗
藤屋勘三郎		R5 前頭 -11			
万屋助七		R5 前頭 -12			
油屋伊助	祢宜町	R5 前頭 -13			連城／金鱗
白木屋武右衛門	材木町	R5 前頭 -14			連城
白木屋武兵衛	下材木町	R5 前頭 -15			連城
葉屋佐兵衛	坂上町	R5 前頭 -16			連城／金鱗
表屋嘉吉	広井	R5 前頭 -17	R5 前頭 -13	R5 前頭 -14	連城／金鱗
近江屋孫兵衛	塩町	R5 前頭 -18			連城
銀山屋治兵衛	玉屋町	R5 前頭 -19			連城
山名屋清八	奉公人町	R5 前頭 -20		L5 前頭 -08	連城
福田屋伝蔵	伝馬町	R5 前頭 -21	L4 前頭 -17		連城／金鱗
駒屋源兵衛	本町一丁目	R5 世話人 -1			明和／府城／連城／金鱗
吉嶋屋佐兵衛	本町	R5 世話人 -2		C2 行司 -4	
鏡屋正七	玉屋町	R5 世話人 -3		L5 世話人 -1	連城／金鱗
伏見屋長右衛門	永安寺町・小田原町	R5 世話人 -4			寛延／府城／連城／金鱗
米屋弥吉		L5 前頭 -01	R5 前頭 -21	L5 前頭 -12	
美濃屋弥兵衛	小田原町	L5 前頭 -02	R3 前頭 -18	L3 前頭 -10	金鱗／慶応
大仏屋喜左衛門	赤塚町	L5 前頭 -03	R5 前頭 -10	R4 前頭 -18	金鱗
知多屋新蔵		L5 前頭 -04	R4 前頭 -19		
美濃屋卯兵衛	橘町裏町	L5 前頭 -05			慶応
銭屋伝兵衛		L5 前頭 -06	L4 前頭 -23	L5 前頭 -03	
松前屋吉兵衛	末広町	L5 前頭 -07			金鱗
竹屋嘉兵衛	古出来町	L5 前頭 -08	R5 前頭 -02		金鱗／慶応
成田屋武助		L5 前頭 -09			
菱屋与右衛門		L5 前頭 -10			
橘屋長右衛門	小田原町	L5 前頭 -11			金鱗
亀屋小兵衛	橘町	L5 前頭 -12	L4 前頭 -14		連城
梅屋金兵衛		L5 前頭 -13		L5 前頭 -11	
梅屋金左衛門	門前町		L5 前頭 -17		連城
井筒屋庄右衛門	大久保見町	L5 前頭 -14	R5 前頭 -06	R5 前頭 -07	
美濃屋平助		L5 前頭 -15	R5 前頭 -16		
小西屋庄兵衛	久屋町	L5 前頭 -16	L4 前頭 -12	L5 前頭 -13	金鱗

19世紀前半の名古屋商人

山城屋佐兵衛	坂上町	L5 前頭 -17	R5 前頭 -20	L4 前頭 -18	連城／金鱗
表屋庄兵衛	玉屋町	L5 前頭 -18	R5 前頭 -08	R5 前頭 -15	明和／連城／金鱗／慶応
鋳屋正六	本町四丁目	L5 前頭 -19	R5 前頭 -15	L5 前頭 -06	
日野屋治兵衛	杉之町	L5 前頭 -20			
万屋孫助	島田町	L5 前頭 -21			慶応
麻生屋権七	大船町	L5 世話人 -1		L5 世話人 -4	府城
菱屋太兵衛	玉屋町	L5 世話人 -2		R5 世話人 -1	寛延／明和／府城／金鱗
駒屋文助	鉄砲町	L5 世話人 -3			連城／金鱗
川方屋善右衛門	上材木町	L5 世話人 -4		R5 世話人 -4	明和／府城／連城／金鱗
米屋三右衛門	蒲焼町		C 行司 2-4		連城
伊藤忠左衛門	大船町		R1 小結		府城／連城
富士代屋又吉	飯田町		R2 前頭 -09		連城
米屋善吉			R3 前頭 -06		
岩井屋勘十郎	上七間町		R3 前頭 -14		
美濃屋源兵衛	五条町		L3 前頭 -15		連城
和泉屋為三郎	五条町		L3 前頭 -17	L3 前頭 -03	連城
五具屋九八			R4 前頭 -01	L3 前頭 -04	
柏屋佐介			R4 前頭 -09		
高津屋兵八			R4 前頭 -10		
熊野屋孫十郎	坂上町		R4 前頭 -11		連城／金鱗／慶応
井桁屋吉兵衛	宮町・八百屋町		R4 前頭 -12		連城
和泉屋太助	京町		R4 前頭 -14	R4 前頭 -14	
花屋金左衛門	伝馬町		R4 前頭 -16		金鱗
鍵屋庄左衛門			R4 前頭 -20	L5 前頭 -01	
京屋吉兵衛	玉屋町(本町八丁目)		R4 前頭 -24		慶応
八一屋小八郎	御園片町		L4 前頭 -01		寛延／府城／金鱗
栢屋又左衛門			L4 前頭 -10		
羽柴屋与吉	材木町		L4 前頭 -13		連城
河内屋又市	大曾根		L4 前頭 -15	R4 前頭 -04	連城／金鱗
柏屋小兵衛	船入町		L4 前頭 -16		
菊屋藤助			L4 前頭 -18		
桶屋長右衛門	下御園町		L4 前頭 -19		寛延／府城
美濃屋善七	万屋町		R5 前頭 -03		連城
銭屋庄治郎			R5 前頭 -04		
米屋要介			R5 前頭 -05		
野間屋半左衛門			R5 前頭 -07		
井桁屋治右衛門	下茶屋町		R5 前頭 -12		金鱗／慶応
落雁屋伝右衛門	新道筋		R5 前頭 -17		
吉村屋藤七			R5 前頭 -18		
岡田屋与右衛門	中市場町		R5 前頭 -19		連城／金鱗
大菱屋庄蔵			L5 前頭 -01		
米屋長七	古渡		L5 前頭 -05		連城
三河屋太兵衛			L5 前頭 -06	L4 前頭 -07	
干鱒屋善蔵	坂上町		L5 前頭 -07		金鱗／慶応
京丸屋善六	中市場町		L5 前頭 -08		金鱗／慶応
橘屋喜兵衛			L5 前頭 -09		
大津屋善六	車ノ町		L5 前頭 -10	L4 前頭 -01	慶応
皆川屋惣七	納屋町		L5 前頭 -13		
問屋次郎左衛門	永安寺町		L5 前頭 -15		金鱗
高麗屋小兵衛			L5 前頭 -16		
万屋茂介	袋町		L5 前頭 -19		慶応
丸屋平八	新道町		L5 前頭 -20		
北山屋惣兵衛	伝馬町		L5 頭取 -4	R4 前頭 -03	連城／金鱗
麻屋吉右衛門	五条町			C 頭取 -6	寛延／明和／府城／連城／金鱗
竹皮屋次郎八	駿河町			C 行司 2-3	明和／連城／金鱗
井筒屋彦左衛門				R3 前頭 -16	
米屋宇兵衛				R4 前頭 -15	
山田屋三右衛門	富沢町			R5 前頭 -04	金鱗
升屋助左衛門				R5 前頭 -11	

\*「尾張名古屋」は「尾張名古屋分限見立角力」、「名古屋」は「名古屋分限見立角力」、「おほりなごや」は「おほりなごや持まる後でき」の略である。

\*各番付欄のCは中央、Rは右側、Lは左側、次の数字は段数、ハイフンの後の数字は格付ごとの右からの順序を示す。詳細は本文参照のこと。

\*他典掲欄の典拠名は省略形で示した。正しくは次のとおりである。「寛延」=「寛延旧家集」、「明和」=「明和安永頃御用達名前帳」、「府城」=「那古野府城志」、「連城」=「連城亭随筆」、「金鱗」=「金鱗九十九之塵」、「慶応」=「御用達名前帳(慶応4年)」



段になっている場合は役割に続いて段数を示した。ハイフンの次の数字は文字の大きさなどが均一であれば、左右の場合と同様右からの並び順であるが、文字の大きさで格付けされていると判断した場合は文字の大きい人を優先して番号を付した。たとえば、最初の下村庄之助「C行司 1-1」は中央の欄にある行司で、行司 2 段の内 1 段目で中央で大きな文字で記されていることを意味する。材木屋惣兵衛「R 2 前頭 -04」は右側 2 段目前頭で右側から 4 番目の位置にあることを意味する。番付には各商人の居所は記されていないので、【表 1】の「居所」欄は『名古屋城下町復元プロジェクト報告書』『名古屋城下町調べ帳』などから補った。「他典拠」欄は先に示した他の史料に名前がある場合はその史料を示したものである。「寛延」は「寛延旧家集」、明和は「明和安永頃御用達名前帳」、「府城」は「那古野府城志」、「連城」は「連城亭随筆」、「金鱗」は「金鱗九十九之塵」、「慶応」は 1868 年(明治元)「御用達名前帳」の略である。

「尾張名古屋分限見立角力」「名古屋分限見立角力」「おはりなごや持まる後でき」の 3 種類いずれも、大関・関脇・小結各 1 人、他に「尾張名古屋分限見立角力」は前頭 166 人、世話人 8 人、行司 10 人、頭取 8 人、勸進元惣後見 1 人、差添人 1 人、「名古屋分限見立角力」は前頭 162 人、頭取 8 人、行司 11 人、勸進元 1 人、差添人 1 人、「おはりなごや持まる後でき」は前頭 135 人、世話人 11 人、行司 9 人、頭取 6 人、勸進元惣後見 1 人からなる。総人数は「尾張名古屋分限見立角力」200 人、「名古屋分限見立角力」189 人、「おはりなごや持まる後でき」167 人である。重複して名前が載る商人や誤記の可能性があるので確定はしきれないが、3 種類の番付で約 260 人の名前が確認できる。

各商人が 3 種類のどの番付に名前があがっているかの組合せをまとめたのが【表 2】である。約 260 人のうち、3 種類すべての番付に名前があるのが約 120 人で、各番付の 60～70%に当たる。これらの商人たちは作成者の主観や作成目的にかかわらず、番付を目にする多くの人々が納得できる当時の分限者といえよう。その中でも、各番付の上位 2 段や中央に配置される商人たちの顔ぶれはランクの違いが多少はあるが、共通性は高い。分限者のなかでもとくに認められた人たちと考えることができる。番付を 2 種類以上にすると「尾張名古屋分限見立角力」「名古屋分限見立角力」では約 80%、「おはりなごや持まる後でき」では 95%の商人が該当する。「おはりなごや持まる後でき」はこの番付にのみ名前が載る商人は 7 人だけで、この 3 種類の番付のなかでは最大公約数的な番付と考えることができる。反対に「名古屋分限見立角力」が他の 2 種類の番付との違いが多く、この 3 種類のなかでは最も独自色が強いものと考えられる。こうした番

【表 2】 3 種類の番付への掲載状況

尾張名古屋	名古屋	おはりなごや	人数
○	○	○	121
○	○	×	18
○	×	○	26
×	○	○	13
○	×	×	36
×	○	×	37
×	×	○	7
200	189	167	

\*「尾張名古屋」は「尾張名古屋分限見立角力」、「名古屋」は「名古屋分限見立角力」、「おはりなごや」は「おはりなごや持まる後でき」の省略である。  
\*○は番付に掲載されていること、×は掲載されていないことを示す。

付間の差異は番付の性格を考える材料になると思われるが、むしろ3種類の共通性が高いことからここに名前のある約260人は多くの人を知っていた商人と考えることができよう。

次にこれらの商人の時期的な変遷を検討する。3種類の番付に掲載されている約260人の商人と「寛延旧家集」などの史料との関係をまとめたのが【表3】である。「寛延旧家集」以来の史料

にいつから名前が確認できるようになるか、さらに1868年(明治元)の御用達商人に含まれているか、などの点が番付に掲載された商人の性格を示すと考えられる。

【表3】に示したように、時代をおって名前の初出をみると、「寛延旧家集」が9人、「明和安永頃御用達名前帳」が16人、「那古野府城志」が16人、「連城亭随筆」が79人、「金鱗九十九之塵」が30人となる。番付には名前があるがこれらの史料に名前がでてこない商人も66人いる。また、1868年(明治元)の御用達353人のうち、この番付で名前が確認できるのは55人であり全体の16%に過ぎない。先に述べたように「那古野府城志」が18世紀末の状況を表しているとする、3種類の番付に掲載される商人たちは19世紀以降に分限者と認識されるようになったと考えられる。また、御用達などの尾張藩との関係が深いこと以外にも一般の人々が分限者と認める要因が存在していたことがうかがえよう。当時の人々が考える分限者の要因、認知度を高める条件などは各商人の属性から考えていく必要がある。もちろん、番付に載る商人たちは名古屋商人のごく一部であるが、19世紀になると名古屋城下の経済活動のなかで御用達以外の商人の役割が重要性が増していきと考えられる。

## 2 名古屋商人の株仲間

### (1) 仲間の結成と変容

清須越・駿府越の商人が中心的な役割を果たして築かれてきた名古屋城下の商業は、しだいに特別な由緒を持たない商人が加わり大きく発展していく。それにともない、各業種の商人は円滑な商取引を行うために商売の権利を株立てして仲間を組織し、さらに尾張藩の公認を獲得して自分たちの権益の維持、拡大を図る。名古屋商人の株仲間の公認は寛政期ごろから始まるようである。『新修名古屋市史』第4巻では、尾張「藩が積極的に商人仲間の存在を重視し、経済政策に利用する動きが顕著になるのは、町触でみる限り天明七年(一七八七)六月延米会所の再開の許可以後のように思われる」<sup>(13)</sup>とあり、その後の商業統制を時系列で列挙している。そのなかで、株仲間に直接関係するのは1794年(寛政6)の味噌屋株115株の限定、1830年(天保元)の質屋株の設定である。このうち、味噌屋株の設定に関する触は次の【史料1】のようなものである。

【表3】 番付掲載商人の他典史料への初出

典拠	時期	初出数
寛延旧家集	1750年	9
明和安永頃御用達名前帳	18世紀後半	16
那古野府城志	18世紀末～19世紀初	16
連城亭随筆	1808年	79
金鱗九十九之塵	19世紀前半	30
御用達名前帳	1868年	16
掲載なし		91

【史料 1】<sup>(14)</sup>

御城下味噌屋株之儀、古来之味噌屋仲満七拾八軒、右之外味噌屋拾五軒、其外近来味噌焼始居候者共迄、不残味噌株差免、都合百拾五軒相極候、此已後味噌焼始候儀者堅停止候事

但、本文之通ニハ候得共、自分宅ニ而店売致候為メ味噌焼候儀者是迄之通不苦候右之通御奉行所被仰渡候間、町中并寺社門前町続端々迄不残可被触知候、以上  
とら二月六日 与力衆

花井七左衛門殿

この【史料 1】によれば、1794 年（寛政 6）尾張藩は味噌屋株を 115 株に限定した。その内訳は、以前からの味噌屋ですでに仲間を組織していた味噌屋が 78 軒、当時営業しているが仲間には加入していない味噌屋が 15 軒、その他に最近味噌焼を始めた味噌屋である。15 軒は 3 番目の最近営業を始めた味噌屋との対比から最近始めたわけではなくそれなりの期間営業している味噌屋と考えられる。最近営業を始めた味噌屋は、この時点で営業していた味噌屋に対して株が認められたと思われるので、上限の 115 株と以前からの味噌屋合計 93 軒の差から最大で 22 軒あったと考えられる。さらに今後の増株は認めないこと、ただし自宅で味噌焼を行っているような小規模経営の場合は従来どおりの営業を認めることも合わせて町奉行所から触れられている。後述する生鯖問屋・仲買はそれぞれ 1798 年（寛政 10）・1799 年（寛政 11）に仲間が結成されている。このように、寛政期は仲間が組織され公認され始める時期ととらえることができよう。

もちろん、何もないところに突然尾張藩が仲間を組織させるわけではない。【史料 1】からもすでに味噌屋の仲間が存在していたことがわかる。商売の権利が株として把握され、株を持つ商人たちが自主的な仲間を形成していたと考えられる。18 世紀半ばを過ぎると、開業・廃業・休業には株の名義変更など株の処理が必要になり、株が商人の財産として売買・譲渡あるいは質入などが行われる事例が増える。

この時期、尾張藩も商人の動向には注意を払っていたと思われ、1786 年（天明 6）には問屋に対して業務について問合せを行った。それに対して師崎屋長兵衛は次の【史料 2】のように返答している。

【史料 2】<sup>(15)</sup>

天明七年未十月廿五日御役所へ御達シ申上候写

一去午十月問屋之儀御尋被為遊候ニ付書附を以奉申上候処、今般有無之訳申上候様ニ被為仰付奉畏候、私義先年之干鯛・種粕・魚油・肥物之類船々積廻り入津之節売買仕、口銭取ニ而家業仕来候故問屋と申伝へ候段、御達奉申上候、右取扱候品々御憐愍を以渡世仕度奉存候、何卒只今之通被為仰付被下置候ハ、難有仕合奉存候、已上  
未十月 師崎や長兵衛

穀物問屋之儀連名ニ而年行司年番次右衛門・同庄二郎より印形いたし、問やと答御達

し奉申上候

未十月

【史料2】は、尾張藩からの問屋に関する問合せに1786年(天明6)に一度書面で返答し、さらに1年後の再度の問合せに対する返答書である。師崎屋長兵衛は取扱商品が干鰯・種粕・魚油ほかの肥物類であり、これらを積んだ船が入津した時に取引の仲介をして口銭を収入としているので問屋であると説明している。肥物問屋だけではなく穀物問屋にも同様の問合せがあり、これも年行司から問屋であると答えている。1790年(寛政2)には尾張藩からの問合せに対して20年間の干鰯・種粕の相場を返答しているが、この時も「問屋」と明記したことを記録している<sup>(16)</sup>。1786年(天明6)・1787年(天明7)の尾張藩からの問合せの文面はわからないが、流通の活発化にともなって多様化している商人の業態を把握することを意図していたのかもしれない。

また、仲間の結成も各業種でみられたようである。

### 【史料3】<sup>(17)</sup>

酒屋一統定書

小座<sub>江</sub>売方之事

一面々売来候小座方残金勘定無之、外仲満<sub>二</sub>買申儀有之候ハ、是迄買候酒屋勘定相立候哉と相尋、其上只今迄売来候酒屋<sub>江</sub>相断、勘定相立候儀明白<sub>一</sub>候ハ、売遣し可申候、若其吟味も無之商事致候ハ、右滞金新売方<sub>一</sub>勘定相立可申候、其節<sub>二</sub>至り違乱有之候ハ、惣仲満相省キ可申事

仲買之事

一酒屋取組損失有之節ハ惣仲買中<sub>一</sub>急度勘定可被致候、若及遅滞候ハ、先年<sub>一</sub>極之通酒屋中申合、惣仲買中<sub>一</sub>之口銭を留置、勘定相立候上<sub>二</sub>相渡可申事

作り酒屋数吟味之事

一酒屋数八拾貳軒

但シ、酒屋と仲買と両様商ひ致候様成ル族も相見へ申候、向後一方<sub>江</sub>片付可申事

新酒屋之事

一此已後新酒屋相初り候<sub>者</sub>仲満入振舞金として拾五両差出可申様相極申候、若振舞金不被指出新酒屋と酒屋仲満売買被致候ハ、過料として金拾五両惣仲満<sub>江</sub>差出可申事

在郷酒屋之事

一在郷酒一切買申間敷候、若右在郷酒買取被申候義相聞候ハ、為過料金七両貳分惣仲満<sub>江</sub>差出可申事

売場壺升売之事

一売場壺升酒之義<sub>者</sub>、其時々之相場を以惣仲満申合之上廉直<sub>一</sub>相定申候間、無高下仲満一統相定候通之直段<sub>一</sub>売可申事

仲満取組商之事

一仲満合商事取組候節売書附<sub>二</sub>口入致候仲買之名当計相記し被遣問敷候、彼是紛敷儀共も相聞へ候<sub>二</sub>付今般相改申候間、此已後ハ商事取組之節買主之名当相記シ可被遣候事

古株讓之事

一酒古株相讓申候儀有之候ハ、寄合之節仲満中<sub>江</sub>其模寄之組より委細<sub>二</sub>申聞、仲満中納得之上相讓可申候、勿論其節仲満入として惣仲満中相<sub>口</sub>申事

仲買古株讓之事

一仲買之儀古株讓請申候儀有之候ハ、寄合之節惣仲満中<sub>江</sub>其人体等委細<sub>二</sub>申聞、仲満中納得之上相讓可申候、不及挨拶<sub>二</sub>譲り引致申間敷候事

仲満惣寄定日之事

一正月 三月 五月 七月 九月 十一月

右月々定日十七日<sub>二</sub>相極申候、依之廻文等相止申候間、無遅参正八ツ時揃ひ候様<sub>二</sub>永安寺町<sub>江</sub>御出席可有之候、勿論名代之義一切不罷成候、若々其組々にて行事<sub>二</sub>御当り被成候御方俄無抛用事等出来候ハ、右組合之内より定之人数ほと御出席可有之事

右之通明和八卯年相談之上相極、惣仲満中寄合来候処、近年猥<sub>二</sub>相成遅参不参等も有之、又ハ多人数<sub>二</sub>相談等も相決し不申候付、今度惣仲満中談合之上左之通八組相定、壹々年<sub>二</sub>六度として隔月<sub>二</sub>行事を相立、右組々<sub>二</sub>両三人宛人数割を以相集り、一統<sub>二</sub>相談合等行渡候様相極申候間、此已後惣仲満中申合之義違背有之間敷候、若々少<sub>二</sub>も違背之儀於有之ハ新古之無差別仲満合相省申候、依之連判如件

安永八年亥十一月

右定書之通委細致承知候間違背申間敷候、尤此已後共仲満一統相談合等之儀相洩申間敷候、依之連判如件

萱津屋喜左衛門  
菱屋新十郎  
小川屋庄八  
和泉屋権右衛門  
笹屋孫十郎  
福沢屋半兵衛  
田嶋屋与次兵衛  
久木屋勘助  
山形屋文右衛門  
井沢屋庄助

次第不同

都合拾人一組

右<sub>二</sub>式人宛御出席之事

【史料3】は和泉屋権右衛門らの酒屋(酒造家)が1771年(明和8)に定めた規定を1779年(安永8)に再度確認したもので、規定には小座(小売)への酒の販売方法、仲買の役割、造り酒屋の株数、新規開業・株譲渡の際の手続き、寄合の日程などが含まれている。酒造業について原料が米であることもあり、幕府の方針として17世紀から酒造株が設定されている。しかし、ここでは「惣仲間」つまり酒屋仲間が中心となって、酒の生産から流通までに関わる酒造家・仲買・小座全体を統制して、商慣行と仲間組織の整備を目指そうとしていることがわかる。

第1項は小座との関係を定めている。小座がそれまでの取引の清算をせずに他の酒屋と取引しようとした場合には、小座と取引していた酒屋にそれまでの清算状況を確認し清算できることが明白であれば新規取引をしてもよいが、その確認を行わなかった時はそれまでの残金は新しく取引を始めた酒屋が請け負うことを定めている。新しい取引相手の酒屋がこれを守らなかった場合には酒屋仲間を除名すると、厳しい処分が決められている。

第2項・第9項は仲買に関する規定である。第2項では酒屋と仲買の取引で勘定不足が発生した場合には仲買全体でそれを補うこと、その損失補填が遅れた場合には仲買全員の口銭を差押えて清算完了後に口銭を支払うことが決められている。「先年々極之通」とあることからすでにこれ以前にこのような問題が起きていて、酒屋・仲買の間で協定が結ばれていたことがわかる。第9項では、仲買株の移動の際には譲り受ける人の素性などを詳細に説明をして酒屋仲間が納得することが仲買株移動の条件であることが明記されている。酒屋に対して仲買が弱い立場に置かれていることがわかる。

第5～7項は酒屋の商取引に関わる内容である。在郷つまり名古屋城下以外で生産された酒を買入ることは禁止され、違反した場合には過料として7両2分を仲間にも納めることが定められている。「売場壺升売」はおそらく酒屋による直接の小売の意味と思われるが、これも酒屋仲間が高くならないように定めた価格で販売することとなっている。第7項では、酒屋仲間間での取引では仲介をした仲買の名前だけを記して取引書類を作成していたが、トラブルも発生しているため購入する酒屋の名前も記入することに改められており、商取引の慣行も実態に対応しながら整備されていることがわかる。

その他の第3・4・8・10項は酒屋仲間の組織、運営に関わる条項である。第3項によればこの定書が作成された時の酒屋数は82軒であった。その中には仲買と兼業している酒屋も存在していたが兼業は認められずどちらか一方を選択することが求められている。しかし、酒屋82軒は定数ではなく新規加入も可能であった。その場合には仲間に対して振舞金15両を納めることが必要で、これを納めない新規加入の酒屋は他の酒屋との取引が認められず、違反した場合には過料15両が課された。これまでの株を譲り受ける手続きを定めたのが第8項で、仲買株の譲渡の場合と同様、10軒単位でつくられた組から譲り受ける人の説明をして仲間納得の上で譲渡が認められた。

第10項と「右之通」で始まる部分は寄合についての規定である。第10項では寄合を奇数月の17日に定期的に開催することを定め、開催にあたって改めて案内せず、当日8時に永安寺町に参集することを求めている。寄合の場所が永安寺町と決められているの

は、永安寺町は魚之棚筋を挟む両側町なので、どこか寄合の場所として決まった料理屋などがあるのか、他に理由があるのか不明である。各組の行事が出席するのが原則で、代理人は認められず、行事がやむを得ない事情で出席できない場合は各組の定数の人数が出席することになっている。1771年(明和8)に相談の上寄合の持ち方を決めたにもかかわらず、数年の内に遅参・不参や出席者が多すぎて相談がまとまらないなどの問題が起こっていた。そのため各組から組の人数に応じて2~3人が出席して議論がまとまるような体制に改めたのである。この規定の違反者に対しては酒屋の新旧を問わずわずかな違反であっても仲間を除名するというこの定書のなかでは最も厳しい処分が下されることになっている。

次項で触れるように干鯛問屋は自主的な仲間として1788年(天明8)に大黒講を結成している。このような商人たちの自主的な動きの上に、しだいに尾張藩の公認の獲得、仲間による流通の掌握という方向性が明確になっていくと考えられる。

仲間を組織する商人側の論理は次の【史料4】のようなものである。

【史料4】<sup>(18)</sup>

乍恐奉願上候御事

葭町炭薪海船問屋

	炭屋清次郎
同断	三河屋久右衛門
同断	井筒屋平右衛門
同断	炭屋清左衛門
同断	山戸屋才助
同断	船津屋七郎右衛門
同断	鵜飼屋与次兵衛

一堀川通<sub>江</sub>炭薪其外山荷物類諸国<sub>ハ</sub>入津仕候付<sub>而</sub>ハ前々<sub>ハ</sub>私共<sub>江</sub>問屋職被<sub>レ</sub>仰付、御影を以難有数重年渡世仕来候処、近年ハ右問屋<sub>江</sub>ハ不抱、外商売筋之者<sub>ハ</sub>堀川<sub>江</sub>入津之船々<sub>江</sub>引合、都<sub>而</sub>山荷物類直買仕候者数多御座候、付<sub>而</sub>ハ私共商売筋次第<sub>ニ</sub>手薄相成、問屋ハ勿論仲買又ハ小座<sub>ニ</sub>至迄甚難洪仕候、此儀ハ伊尾久瀬川筋船杯ハ、茶うるし染草菓物類菜種石灰等直々<sub>ニ</sub>商売筋と引合申候席杯<sub>ニ</sub>引合置、或ハ船積合等<sub>ニ</sub>仕候<sub>而</sub>、炭薪類直売仕候儀御座候、且又海船等も炭薪を積堀川<sub>江</sub>入津仕、問屋<sub>江</sub>ハ不抱直売之様子<sub>ニ</sub>付、私共<sub>ハ</sub>取改候得<sub>者</sub>色々かこつけを申、先達<sub>而</sub>御当地<sub>ニ</sub>買物仕候代金為替と申立、其商売筋<sub>ニ</sub>も無之族紛敷取扱申候者も御座候、斯成行候<sub>而</sub>ハ私共家職次第<sub>ニ</sub>衰微仕、右之通<sub>而</sub>近年各別商筋手薄相成、差当問屋共一統甚難洪仕候間、何卒前々之通炭薪山荷物入津仕候船々之儀<sub>者</sub>、何方<sub>江</sub>参り候荷物<sub>ニ</sub>一旦問屋共<sub>江</sub>付、其上<sub>ニ</sub>夫々引合之方<sub>江</sub>遣シ可申様被為<sub>レ</sub>仰付被下置候様奉願上候、此儀も尤無扱引合等御座候荷物等私共吟味仕、勿論其筋合<sub>ニ</sub>より何れ<sub>ニ</sub>模通相障り不申様宜敷取計申度奉存候、右之通被為<sub>レ</sub>仰付被下置候ハ、猥敷商筋も無御座、私共も前々之通締宜敷、問屋共商之儀<sub>茂</sub>繁昌仕御影を以渡世可仕候、前件申上候通伊尾久瀬川辺<sub>ハ</sub>

船積仕候石灰うるし染草茶菓物類之内、是迄川並之内<sub>二</sub>船支配仕候問屋と申者<sub>茂</sub>無御座、是以直相對<sub>二</sub>其商売之筋々<sub>江</sub>荷物等請渡仕候品も御座候、此荷物等も全体私共取扱可申山荷物<sub>二</sub>御座候間、何卒入船之節々船頭<sub>ハ</sub>私共問屋之内<sub>江</sub>模寄を以相届、出船之節も前々<sub>ハ</sub>御定メ御座候問屋出船切手<sub>二</sub>船御番所<sub>江</sub>御断申上、出船可仕様被為 仰付被下置候様<sub>二</sub>奉願上候、併右荷物は迄直相對<sub>二</sub>売買仕候荷物之分、只今迄之通夫々<sub>江</sub>取組せ、私共<sub>江</sub>ハ口銭等壹錢も請取申候儀<sub>二</sub>無御座候、前々<sub>ハ</sub>相定り候わづかの庭銭<sub>二</sub>請取世話仕迄之儀<sub>二</sub>仕度奉願上候、何卒是迄川並之内<sub>二</sub>船支配仕候問屋無之諸荷物之分、右之通私共<sub>江</sub>被為 仰付被下置候ハ、都<sub>而</sub>荷物水上送り届ケ等<sub>茂</sub>問屋<sub>二</sub>支配仕候得<sub>者</sub>、船頭手前ハ水上都合宜敷、其商売筋之者も荷物之便利宜敷、惣方家職模通之為殊更私共商売筋締等も宜敷相成、乍恐奉願上候、何卒何船<sub>二</sub>よらす是迄川並之内<sub>二</sub>船支配仕候問屋無之荷物之分、都<sub>而</sub>締之儀私共<sub>江</sub>被為 仰付被下置候様<sub>二</sub>奉願上候、付<sub>而</sub>ハ猶更荷物等吟味仕、尤諸商売模通宜敷様<sub>二</sub>取扱申度奉願上候

一御家中様方御知行所又ハ御馴染之方<sub>ハ</sub>御模寄<sub>二</sub>御取寄せ御座候炭薪、近年数多入津仕候、付<sub>而</sub>ハ可成御儀御座候ハ、何卒此等之儀<sub>茂</sub>締之為入船之節問屋共<sub>江</sub>船頭<sub>ハ</sub>相届、出船之節問屋切手<sub>二</sub>出船可仕様被為 仰付被下置候ハ、難有奉存上候、此儀<sub>者</sub>右船出船<sub>二</sub>私共<sub>ハ</sub>切手差遣シ申候付、船頭手前<sub>ハ</sub>壹艘<sub>二</sub>付切手代として六錢宛請取申度様奉存上候、此儀迄<sub>二</sub>御家中様方御用御模通御差支申候儀<sub>者</sub>毛頭無御座候付奉願上候、且又川並之内<sub>二</sub>私共問屋仲満<sub>二</sub>無御座者<sub>江</sub>、近年追々船積入津仕候炭薪類取扱、尤右商売仕候<sub>而</sub>御運上<sub>茂</sub>不差上、仲買表<sub>江</sub>も折節ハ売捌外壳等<sub>茂</sub>仕、商売筋甚作法<sub>茂</sub>不宜商売仕候者も御座候間、何卒問屋同様商仕候儀ハ御差留被成下候様奉願上度候得共、此節<sub>ハ</sub>山荷物之商売御差留<sub>二</sub>相成候<sub>而</sub>ハ、差当先方渡世<sub>二</sub>も相障り申候様<sub>二</sub>奉存候付遠慮仕候、併締之儀<sub>二</sub>御座候得<sub>ハ</sub>、右之者共商売筋之儀ハ是迄之通り<sub>二</sub>為取扱、船々締之儀計私共<sub>ハ</sub>万端差図仕候様仕度此段奉願上候、何卒右之通締一かた之儀私共<sub>江</sub>被為 仰付被下置候ハ、乍恐御運上等<sub>茂</sub>不洩様、猶更締等も宜敷、私共も不及申炭薪仲買・小座、其外右<sub>二</sub>付候商売筋之者共、夫々都<sub>而</sub>行儀宜敷不貪高利廉直<sub>二</sub>家業出情可仕基<sub>二</sub>御座候得<sub>ハ</sub>、何卒御慈悲之上問屋共一統奉願上候、以上

寛政八年辰十一月

【史料4】は名古屋葭町の炭薪問屋7軒から1796年(寛政8)に出された願書である。この7軒は炭薪問屋としてこれ以前に公認されたが、近年では堀川に入ってきた船のなかにはこの問屋を経ずに山荷物を売却する船もあり、問屋のみならず仲買・小座まで含めての商売の妨げになっている。このような直売では運上銀を納めていないことが多く、藩財政にも役立っていない。また、堀川沿いには美濃の揖斐川・杭瀬川方面からの船とその荷物を管理する問屋がなく統制がとれていない。このような事情を鑑みて、これまで取り扱う問屋が決まっていなかった荷物に限定して、7軒に船の取締を行う権限を認めるように求めて



いる。その際、新たに口銭をとるわけではなくこれまで定められた庭銭だけを受け取ること、尾張藩士らが直接取り寄せる炭薪の輸送には影響が出ないように取り計らうこと、名古屋側で問屋同様の商売をしている商人に対しては渡世にも関わるので取引停止は求めないことを条件として提示している。このような名古屋へ入ってくる船・商人・荷物の増加と従来の正規ルートを介さない売買の実態は、炭薪以外の荷物においても同様と考えられ、商人の側からの組織化への要請は多様な業種でこの後展開していく。

しかし、仲間が有利な立場をいったん獲得しても、その立場を侵す、あるいは侵そうとする商人が次々と現れ、仲間の立場を維持し続けるのは容易ではなかった。個々の商人の盛衰も仲間の維持に影響を与えた。文化期になるとそれまで認められた権益の再確認や流通をめぐる新たな権益公認の動きがさらに活発化する。

【史料5】<sup>(19)</sup>

一近來飼葉苧草商之風儀猥相成候付、寛政七卯年取締役八人申付、八人之外ハ在中ウチ持出候荷物途中ウチ出迎買留候儀堅不致、都モト猥之儀無之様商売いたし、并ナラ新規飼葉商始度候者ハ取締役ウチ申届可請指図旨、且外商売之者飼葉苧草払底を見込、臨時買込候之者も有之由粗相聞不可然事候間、以来外商売之者買込等堅致間敷旨為触知置候処、年経候ニよつて又々商猥ニ相成、取締役之内も病死等ニ改方不行届候付、今般住吉町安左衛門、富沢町次郎兵衛・八右衛門、赤塚町勝左衛門、大曾根村喜八・清兵衛ウチ改ニ取締役申付候条、弥去ル卯年為触知候通、在中ウチ持出候荷物途中ウチ出迎買取候儀并ナラ外商売之者飼葉等買込候儀一切不罷成候、若心得違之者有之候ハ、吟味之上急度糺可申付候

右之通——

寅十月

【史料5】は1806年(文化3)に出された町触である。飼葉苧草商売について1795年(寛政7)に取締役8人を定め、それ以外の商人が村方から出荷してくる荷物を途中で買い入ることと飼葉苧草商以外の商人が品不足を予想して買い入れることを禁止し、新規に飼葉商売を始める場合には取締役にその意思を伝えその指示に従うことを触れた。「取締役」という名称ながら独占的な商売の特権や新規加入希望者への影響力から考えて株仲間と考えてよいであろう。しかし、その触が出されてから年数を経て触が遵守されなくなり、また取締役が病死して十分に取締まれていないという事情もあり、改めて住吉町安左衛門ほか合計6人を取締役に任命して、1795年(寛政7)の触を徹底しようとした。

【史料6】<sup>(20)</sup>

乍恐奉願上候御事

御勝手方御用達

駒屋小左衛門

## 同断

## 笹屋惣助

私共先祖の代々、真鍮銅唐金鉄鉛土丹惣<sub>而</sub>金物類仏具地金新古共、其外大工道具打物類<sub>并</sub>砥石之類商売年久敷相続仕候、既先年 御天守御修覆<sub>二</sub>付銅瓦板御用品御鋳師<sub>江</sub>被為 仰付候得共難相調、仍之私共の御用相勤申候、其後寛政九巳年 御宮御作事<sub>二</sub>付銅瓦板数多御用之節私共所持之分不残上納仕、其上不足之分同商売筋御吟味御座候得共中々難相調、仍之大坂表掛合候様被為仰付、早速罷越及掛合候得共、其節ハ 御公義様御用<sub>二而</sub>職方鬧敷<sub>并</sub>地金御払底之御時節<sub>二而</sub>難相調、此段天満中西司馬太郎様<sub>江</sub>相窺ひ候<sub>而</sub>、御銅座御壳渡<sub>二</sub>相成候趣帰国之上奉願候処、江戸表<sub>江</sub>御掛合被下置、無程御銅座の地金御壳渡<sub>二</sub>則奉請取、銅瓦板<sub>二</sub>延方早速相調御用相勤申候、全体御用板之儀ハ一通り取扱候板金よりハ延方等入念打切厚薄等も無之様仕候得<sub>者</sub>、却<sub>而</sub>御費も無御座候、乍併御用差掛候節ハ左様之儀も難行届奉存候、隨<sub>而</sub>私共先年の内輪不相応御大切之御用相勤来候儀、誠<sub>二</sub>対先祖外聞実儀共偏<sub>二</sub>御蔭故と難有仕合奉存候、然処今般前件器物地金類問屋同様締方之儀御願申上候族御座候由<sub>二</sub>承知仕候、全体右之品往古<sub>者</sub>京大坂の直送り仕候国々之内、三州・遠州・駿州・信州・勢州・濃州辺<sub>江</sub>近来御当地の積送候様追々手広<sub>二</sub>相成候儀ハ、年々仕入時等心掛前金等借渡種々模通附、売買共口銭薄<sub>二</sub>相働候故之儀<sub>二</sub>御座候、然<sub>二</sub>今般新規右体之儀出来仕候<sub>而</sub>ハ、売先買先共人氣<sub>二</sub>相障、其上問屋口銭諸掛等荷物<sub>二</sub>相掛候<sub>而</sub>ハ自然と品々高直<sub>二</sub>罷成、諸向難済可仕候、附<sub>而</sub>ハ他所売之儀聊<sub>二而</sub>も直上仕候<sub>而</sub>ハ引合不申候付、前々之通京大坂の近国迄も直送り仕候様相成、御城下仕入荷物次第<sub>二</sub>相減候得<sub>者</sub>、瓦板等急御用之節御間<sub>二</sub>合兼候様成行可申候、且又左候得<sub>者</sub> 御城下商筋連々衰微<sub>二</sub>随ひ私共渡世も破却仕、必至之難済仕候、前頭之通数代無故障右商売相続仕来候故、身分不相応之御勝手筋御用<sub>并</sub>正金引替方等之儀も蒙 仰相勤来候処、若家業<sub>二</sub>差障出来仕候<sub>而</sub>ハ右御用筋勿論、乍恐私共渡世難相送難済至極仕候間、何卒只今迄仕来り候通商売筋相続仕候様奉願上候、隨<sub>而</sub>已来之儀私共兩人<sub>江</sub>右商売筋<sub>江</sub>附候儀、正金出入其外万事取締役被為 仰付被下置候様奉願上候、然上ハ御模通筋之儀<sub>者</sub>勿論、諸向商売不相変繁昌仕候様出情可仕候、就<sub>而</sub>ハ為御冥加前件御作事<sub>二</sub>付急御用等為御手当、銅瓦板<sub>并</sub>延板延方等入念三千斤<sub>并</sub>御軍司鉛三千斤都合六千斤、売物仕入之外<sub>二</sub>直段下直之時節<sub>二</sub>入替困ひ置、急御用之御間<sub>二</sub>合候様可仕候、是迄同商売<sub>二而</sub>他所掛合仕候者共も有之間、是等ハ相談仕候上追<sub>而</sub>私共の奉願仲間<sub>二</sub>取組、別段<sub>二</sub>為御冥加御米切手御消印之儀毎年上納可仕、御米切手御差止<sub>二</sub>も相成候上之儀ハ右<sub>二</sub>准シ御冥加相勤候様可仕候、乍恐右之段厚以 御憐愍願之通被為 仰付被下置候ハ、難有仕合可奉存候、已上

巳五月

【史料6】は金物商で御勝手方御用達をつとめる駒屋小左衛門・笹屋惣助の兩人が出した願書である。本文中に1797年(寛政9)の記載があり、また末尾の部分から米切手停止以前であることもわかるので、「巳」は1809年(文化6)または1821年(文政4)と思われる。

新たに金物類の取締役を希望する商人たちの出現という事態に直面して、駒屋・笹屋はさまざまな理由をあげて抵抗し、むしろ自分たちを金物商売全体に対する取締役として公認することを求めている。駒屋・笹屋の主張する理由は、まずこれまで御用をつとめてきた実績、次に金物商売における名古屋の重要性とそれに対する駒屋たちの役割、さらに自分たちが今後取締役をつとめることによる尾張藩のメリットの3点である。

第一の点については、これまでの名古屋城天守閣修復や「御宮」(名古屋東照宮と思われる)の作事に必要な銅瓦板調達が行き詰まった時に、自らが所持していたものを上納するとともに、さまざまな人脈を活用して地金を調達し速やかかつ丁寧に加工して納品して費用も抑えて無事工事が完了できたことを実績として主張している。第二の名古屋の金物商売については、三河・遠江など尾張近国で需要がある金物類は京都・大坂から直送されていたのが、近年では名古屋の金物問屋を経由して流通するようになってきている。これも駒屋ら金物問屋が、買主に対して金銭的な融通を行ったり口銭を安く抑えたりと、取引に都合がよように工夫をしていることが要因であるという。新しい取締役が入り口銭や諸経費が必要になるとその金額が結局代金に上乘せられ取引が成り立ちにくくなる。最終的には名古屋を経由するメリットがなくなるので、以前のような京都・大坂からの直送が増え反対に名古屋に入る荷物が減り、急ぎの御用にも対応できず問屋の経営にも関わることになる。城下の衰微や尾張藩にとってのデメリットを主張することで新たな取締役の導入を阻止しようという意図である。さらに自分たちが取締役をつとめることになれば、銅瓦板など合計6000斤を備蓄して急な御用に対応できるようにすることとともに、駒屋・笹屋以外の金物問屋と相談して仲間を組織して冥加金を上納することも尾張藩にとってのメリットとして提示している。米切手の回収が財政問題のひとつになっている尾張藩に対して、冥加金上納を通して米切手回収に協力し、米切手が通用停止になっても同等の冥加金を納めることが計画されていた。

【史料5】と同じ史料には、鳥・石灰・棧留縞・茶・瀬戸物・他所からの墨筆・扇骨削職・大八車・灯油など、1806年(文化3)から1809年(文化6)にかけて出された商売関係の触が多数収録されている。その他、薬種・茶道具などの株も文化期に設定されたことが確認できる<sup>(21)</sup>。【史料6】でもこれを機に仲間を組織する意向が記されている。そうした事例から19世紀初頭にはさまざまな業種で仲間が結成されるようになったことが推測される。それと同時に、物流量や荷物の種類が増えて商人の権益をめぐる関係は複雑化する。仲間と仲間外商人という対立関係だけではなく、【史料6】にみるように既存の特権的商人や仲間に対抗する新しい立場を求める商人たちの動きが顕在化してくる。ここでは詳細には論証しないが、幕末期には仲間や取締役などが持つ権益を細分化して新しい流通管理システムがつけられる事例が増加する。たとえば、1866年(慶応2)には、柏屋善祐・柏屋小八が西国筋・四国・九州から出る蠟類の世話方に、翌年には岡田小八郎・表屋庄兵衛が備前・備中・備後から直接移入する畳表類世話方肝煎に認められている<sup>(22)</sup>。19世紀初頭と幕末期の間には、流通のあり方の変化が想定されるとともに株仲間解散と再興という大きい変動がある。名古屋城下では1842年(天保13)の株仲間解散時には82種類の仲間が存在し

ていて、解散後も問屋・仲間などの名称を変更して尾張藩の公認を受けて商人の組織は継続していく<sup>(23)</sup>。株仲間解散・再興も含めて仲間をはじめとする流通システムの内実とその変容を考えていく必要がある。

## (2) 仲間内部の変容 肥物商売の場合

仲間が組織されるようになると、その構成や内実がわかる事例が増える。この項では仲間内部の動きを紹介することにする。

干鯛やメ粕を扱う肥物問屋については、『師崎屋諸事記』によって仲間の活動を知ることができる。問屋と関わる場面という限定はあるものの仲買の動向もうかがえる。

### 【史料7】<sup>(24)</sup>

天明八年戊申八月四日

一今般粕干鯛仲買衆の御頼<sub>ニ</sub>付、仲満為<sub>メ</sub>り大黒講取結、一ヶ年<sub>ニ</sub>六度宛致出会相相定候条目之事

一問屋致度者此以後在之候共、六軒相談之上可為致加入事

一地方<sub>ニ</sub>相極候外買人参り候節ハ、仲買衆へ相断是又可為同前事

一仲間六之軒之内払底之代呂物壺軒<sub>ニ</sub>持合候共、相庭引<sub>メ</sub>め高直<sub>ニ</sub>致売買間敷候事

一粕干鯛現金売<sub>ニ</sub>御座候へ共、残端銀二季<sub>ニ</sub>勘定相立不申方ハ六軒寄合可及相談事、其砌内証<sub>ニ</sub>商事取組候族在之候ハ、仲買衆へ相断仲満相退キ可申事

右之条々相定候上幾久敷無違乱会合可致候、全体干鯛義ハ田畑第一之肥<sub>ニ</sub>従<sub>ニ</sub>御上も追々御世話も有之御事<sub>ニ</sub>候へハ、可成丈ケハ下直<sub>ニ</sub>取扱、在方<sub>江</sub>手広商内為致度開講連判、仍<sub>ニ</sub>如件

納屋町	大鐘や藤七
同	皆川や庄蔵
同	師崎や長兵衛
蔵やしき	井澤左助
船入町	中や久兵衛
堀詰町	かみや久平判

右之通相談之上大黒講取結、天明八戊申年八月四日夕寄合掛金いたし候

肥物問屋の仲間結成は【史料7】にある1788年(天明8)の大黒講が最初であると思われる。師崎屋長兵衛ほか5軒が仲買からの要請に応じて講を結成した。この時の規定では、1年に6回の寄合を行うこと、問屋開業希望者は6軒で相談して講に加入させること、取引相手と決まっている仲買以外と取引する場合は仲買に相談すること、荷物が払底して1軒だけが荷物を保有していても高値で売買しないこと、現金売が原則で端数の代金は半年ごとに清算するが支払えない場合は6軒で相談することなどが決められている。勘定が滞っているにも関わらず内証で取引をした場合は仲間からの除名が決められている。

【表 4】 肥物問屋の変遷

名前	居所	天明 8	文化 9	文政 11	天保 3	弘化 4	安政元	備考
大鐘屋藤七	納屋町	○	○		○			
皆川屋庄蔵	納屋町	○	○	○	◎			
師崎屋長兵衛	納屋町	○	○	○	◎	○	○	
井沢左助	蔵屋敷	○						
中屋久兵衛	船入町	○	○	○	◎			
かど屋久平	堀詰町	○						
半田屋助右衛門	船入町		○	○	◎			
信野屋甚吉			○					甚平(文政 11)と同一人物か?
大橋次郎左衛門	船入町		○			○	○	天保 5: 千歳講加入
淀屋庄右衛門	船入町			○	◎			天保 3: 代人松助
八木清兵衛			○					
加藤久平			○		○			かど屋(天明 8)と同一人物か?
野間屋伊兵衛			○					
熊野屋伝吉			○	○	◎		○	
半田屋甚八			○					
高津兵左衛門			○		○		△	安政 3: 大川屋清七へ譲受
岩間勘兵衛	船入町		○		○	○	○	
小嶋屋庄右衛門	塩町		○		○			
清水太左衛門	納屋町		○		○	○	○	
見田七右衛門	納屋町		○		○	○	○	
時田金右衛門	船入町		○	○	○	○	○	
大野屋藤七	納屋町		○	○	◎	○	○	
内海屋伊左衛門			○					文化 9 ~ 天保 5: 米屋清兵衛へ譲受
半田屋甚吉			○					
皆川屋惣七	納屋町		○					
炭屋惣兵衛			○					
油屋次平	堀詰町		○					
油屋清助			○					文化 9 ~ 天保 5: 山名屋徳三郎へ譲受
熊野屋清兵衛			○					文化 9 ~ 天保 5: 美濃屋栄助譲受
油屋勘左衛門	船入町		○					
亀屋豊助			○					文化 9 ~ 天保 5: 亀屋喜兵衛株 / 天保 3: 亀屋喜兵衛株譲受
万屋弥八	船入町		○		◎			文政 9 には存在確認
大橋屋源七			○	○				文化 9 ~ 天保 5: 皆川屋庄蔵へ入
山名屋正兵衛	大船町		○	○	◎	○	○	
井桁屋長左衛門	枇杷島村		○					
横井善八	堀詰町		○				△	安政 3: 時田屋理助へ譲受
柏屋市兵衛	船入町		○			○	△	
麻屋吉右衛門	五条町			○	◎	○	△	
山名屋徳三郎	船入町			○	◎	○	○	
信野屋甚兵衛	小船町			○	◎	○	△	
皆川屋徳兵衛	納屋町					○	○	
美濃屋彦右衛門	戸田町					○	○	
竹皮屋伊三郎	塩町					○	○	
万屋半右衛門	大船町					○	○	
万屋伝左衛門	納屋町					○	○	
小川屋専助	大船町					○	○	
山田屋専助	大船町					○	○	
岩田屋庄八	阿部殿蔵屋敷					○	○	
清水屋弥吉	納屋町					○	○	
本地屋富之助	納屋町					○	○	
杉屋徳蔵	大船町					○	○	
天野屋吉太郎	船入町					○	○	
山名屋利三郎	船入町					○	○	
万屋宗八	船入町					○	○	
美濃屋又八						△	○	
久木屋平吉	船入町					○	○	
鈴村作左衛門							○	
干鯛屋豊助						△	○	安政 3: 美濃屋又八に訂正、さらに大山屋甚兵衛譲受
亀屋喜兵衛	船入町				○	○	○	
小嶋屋次郎右衛門	塩町					○	△	
中屋豊七	船入町					○	△	
米屋佐兵衛							△	
平野屋匏助							△	
鎗屋八郎兵衛	船入町				○	△		
大野屋金三郎	納屋町				○	△		
水岡屋浜吉	納屋町						△	
美濃屋卯兵衛	橘町裏町						△	
熊野屋御之助	納屋町					○	△	
熊野屋重兵衛	納屋町					○		
時田屋源七	船入町					○		
米屋清兵衛	船入町					○		
鈴村屋庄兵衛	広井花車町					○		
薩摩屋常助	船入町					○		
時田屋利助	船入町					○		
師崎屋定市	納屋町					○		
植田屋卯助	霞町					○		

\*【師崎屋諸事記】から作成。

\*各年代の○は名前が確認できること、△は休業中であることを示す。天保 3 の◎は千歳講に加入していることを示す。

6 軒から始まった肥物問屋仲間の変遷を追ったのが【表 4】である。【表 4】のデータをとった各年代における仲間の動向と問屋数などを追ってみる。

1788 年(天明 8)は、先にみた大黒講結成時の 6 軒である。1812 年(文化 9)は肥物問屋・肥物仲買の仲間が結成されたと考えられる時期である。問屋・仲買それぞれが株の所有者を確定し、互いに株の非所有者との取引を禁じている。『師崎屋諸事記』には、問屋・仲買の名前が列記され、その一部には株の移動などが書き加えられ、最後に 1834 年(天保 5)の写であることが記されている。その記載形式から列記された名前は 1812 年(文化 9)の仲間加入者であり、その後 1834 年(天保 5)までの情報が追記されたと考えられる。

1828 年(文政 11)は大代官支配地への肥物供給に関して問屋から提出する請書を回覧した問屋 13 軒である。1832 年(天保 3)は、仲買とのトラブルが解決したのを機に改めて千歳講を結成した年であり(結成は閏 11 月)、【表 4】の◎は千歳講に加入した 13 軒の問屋、○は千歳講結成直前の同年 2 月に仲間の一員として寄合に参加した 21 軒の問屋のうち千歳講には加入しなかった 8 軒の問屋である。なお、1828 年(文政 11)、天保初年の問屋と仲買の問題については次節で触れる。

1847 年(弘化 4)は株仲間解散後改めて「肥物世話方肝煎」として公認された 44 軒であり、この時の記事によれば、株仲間解散以前に営業をしていたのが 35 軒、この年に新しく加入が認められたのが 9 軒となっている(この新旧株の区別は不明)。1854 年(安政元)はこの年の正月に改めて「干鯛屋仲満」として仲間の問屋一覧が記され、総数 43 軒、内営業中が 29 軒、休業中が 14 軒であった。

【表 4】をみると、18 世紀後半に 6 軒で始まった仲間は 19 世紀初頭には 35 軒に増加している。そこからいったん 20 軒を下回り、世話方肝煎公認以降は 40 軒を越すまで増加する。【表 4】には示していないが、1856 年(安政 3)にも肥物問屋の名前が確認でき、その時も問屋の総数は 44 軒である。

株仲間解散以前は、願書などの連名をみても多少の顔ぶれの違いはあるものの 13 軒ほどが肥物問屋として実質的に活動していたようである。その意味では千歳講の 13 軒が肥物問屋の中核と考えることができよう。その中の一人、万屋弥八に関して次の【史料 8】のような記載が『師崎屋諸事記』にみられる。

#### 【史料 8】<sup>(25)</sup>

文政十二年己丑正月三日夜、魚之棚大惣方<sub>正</sub>毎歳三日夜会合之所、右寄合<sub>者</sub>当時粕・干か専取扱候者拾三軒之所毎月談会筈候へ共、右いつれの者よりか萬屋弥八右寄合<sub>ニ</sub>差加へ可申候之旨、咄合も無之毎月出会廻文之通り之振合<sub>ニ</sub>相認、右萬屋弥八殿差加へ有之候、尤いつれも彼是申出被成候御方も無御座候得共、折角拾三軒仲満<sub>ニ</sub>取締も出来居候所、一応之談合も無之右差加へ候段不可然様<sub>ニ</sub>も被申候族も尤有之候、右出会<sub>ニ</sub>初<sub>ニ</sub>万屋弥八罷出被申候<sub>ニ</sub>付留置候者也、此当番麻屋吉右衛門殿<sub>ニ</sub>御座候、則

熊野屋傳吉	師崎屋長兵衛	大橋や源七	半田や助右衛門
信野や甚平	大野や藤七	中屋久兵衛	時田金右衛門

麻屋吉右衛門 万屋弥八 皆川屋庄蔵 淀屋正右衛門  
 山名屋徳三郎 山名屋正兵衛

右萬屋弥八殿メ粕・干か類ハ取扱も不被申候得共、種粕・まこ粕類前々より少々ツ、取扱被居候事<sub>与</sub>相見得申候、しかし一応之談合も無之事故不締之事<sub>与</sub>被存候、然所丑二月山庄当番二月七日夜之廻章<sub>二</sub>万弥相除キ有之候事

【史料8】によれば、肥物問屋自身も13軒で仲間を運営しているという認識があったことがわかる。それが誰からということもなく万屋弥八を加えてはどうかという声があり、とくに話し合いもなく積極的に反対する人もいなかったため、1829年(文政12)正月から万屋弥八が仲間の寄合に参加することになった。仲間に加わるには仲間内の合意が原則として必要であり、その手続きを経ていない万屋弥八の加入には問題があるとする問屋もいて、次の2月の寄合の案内から万屋弥八は除外されることとなった。この事例からは実際の仲間の運営には仲間のルールが厳格に適用される場合ばかりではなく、人間関係などに基づくあいまいなところもあったことがわかる。また、肥物問屋といっても干鯛・メ粕を扱う問屋こそが正統であり、種粕・まこ粕(綿実粕)を主に扱う問屋は格下であるという認識があることもわかる。

世話方肝煎公認以降は問屋の軒数は多いが休業も多く、仲間の総数の約3分の2しか実際には活動していなかったこともわかる。1856年(安政3)肥物問屋側は仲間の問屋はすべて営業していると主張しているが、この年に提出した肥物世話方継続の願書には10軒しか連名がなく<sup>(26)</sup>、実質的には10軒前後が営業していた可能性が高い。

また、仲間の顔ぶれの変動も大きい。大黒講結成の6軒のうち幕末期まで継続して肥物問屋として営業しているのは師崎屋長兵衛1軒であり、他の5軒は世話方肝煎には加わっていない。井沢左助・かみや久平のその後は確認できないが、皆川屋庄蔵は地主経営を主として除地衆の1人となり、大鐘屋藤七は知多郡以外から産出する糠を一手に扱う糠問屋、中屋久兵衛は米穀問屋として営業は継続していることがわかる。しかし、1812年(文化9)に仲間に加わっていた問屋は、その後軒数が減ることもあり1828年(文政11)・1832年(天保3)には半分ほどしか名前を確認できない。これは肥物問屋として実質的な活動をしていた問屋と考えられ、世話方肝煎公認時に問屋側が主張していた株仲間解散時の35軒という問屋軒数は休業中の問屋も含めての数と考えられる。この19世紀前半の変動期を乗り切った問屋は1847年(弘化4)以降は世話方肝煎として営業を継続していく場合が大多数である。しかし、この時期になると新しい顔ぶれが増え、肥物を扱う問屋を組織していた株仲間解散以前とは異なり、肥物商売を経営の柱に位置づけていない問屋も含めて肥物世話方肝煎が組織されているようである。新しく加わった問屋のなかにすぐに休業に転じる問屋が多いのも、そうした問屋の性格によると考えられる。

同じように、肥物仲買の変遷をまとめたのが【表5】である。「文化9①」は1812年(文化9)は8月に開かれた仲買の寄合に参加した仲買である。「文化9②」は【表4】の「文化9」と同じである。1826年(文政9)は問屋の小売への直売問題が解決した時の証文に連名した

【表5】 肥物仲買の変遷

地域	居所	名前	文化9①	文化9②	文政9	嘉永2	備考
駿河町	駿河町	美濃屋勘兵衛	○	○	○		
	駿河町	美濃屋治右衛門	○	○	○		文政9：師崎屋控になる
	東田町	熊野屋源助	○	○	○	○	
大曾根竹屋町坂上坂下赤塚町	駿河町	笹屋甚蔵	○	○	○		天保5：手前(師崎屋)に買取
	赤塚町	熊野屋喜兵衛	○	○	○	○△	文政9：喜兵治／嘉永2：喜平次
		福島屋太兵衛	○				
		大堀屋七兵衛	○				
	坂上町	干鯛屋善蔵	○	○	○	◎†	嘉永2：坂上町・枇杷島村どちらか確定できず
	赤塚町	木曾屋小八	○	○			天保5：清水町当時山本屋喜助相用
	赤塚町	木瓜屋吉蔵	○	○			天保5：仲間株・木谷吉助預かり
	坂上町	油屋文七	○				
	坂上町	坂井屋清八	○	○	○	○	
		坂井屋久蔵	○	○	○		文政9：2株内1株預り
	坂上町	近江屋孫右衛門	○	○	○		
	坂上町	井桁屋久兵衛	○	○	○	○△	
	赤塚町	瓶屋甚六	○	○	○	◎	天保5：仲間持株・忠兵衛預かり印なし／ 文政9：甚蔵・2株内1株預り／嘉永2：甚蔵
坂上町	熊野屋弥兵衛	○	○				
大曾根坂下	橋本屋源七	○	○			天保5：文政7年極月仲間加入／ 天保8：井桁屋伊助へ譲	
枇杷島	枇杷島橋東	升屋彦八	○	○	○	○△	文政9：2株内1株源吉分
		升吉屋源吉	○				
	枇杷島村	橋本屋弥八	○	○	○	◎	文政9：2株内1株預り
	枇杷島村	井桁屋長左衛門	○	○	○	○△	文政9：2株内1株預り
	枇杷島村	干鯛屋(渡辺)善蔵	○	○	○	◎†	嘉永2：坂上町・枇杷島村どちらか確定できず
	枇杷島橋西 二ツ杖	味噌屋又兵衛	○				
	須ヶ口村	野間屋半助	○	○	○		
須ヶ口村	野間屋多吉	○	○	○	○△		
新川	新川	米屋茂左衛門	○	○	○		天保5：堀詰町油屋茂八株
戸田町堀詰町	戸田町	油屋茂八	○				
	戸田町	万屋兵助	○	○		○△	
堀詰町	横井善八	○	○	○	○△		
大船町	大船町	升屋喜作	○	○	○		文政9：喜兵衛
納屋町	納屋町	炭屋惣兵衛	○				
志水町	志水町	竹屋与兵衛		○			
		鍋屋久八		○	○		文政9：天保8年柏屋源兵衛
		万屋佐助		○	○	○	天保5：下地熊野屋弥兵衛所持株
	坂上町	木曾屋兵蔵		○	○	◎	天保5：木曾屋九八株／文政9：2株内1株預り／ 嘉永2：代人久八
		山城屋佐兵衛		○	○	◎	天保5：油屋文七株
		白木屋善左衛門		○		△	天保5：福島屋多兵衛株
	東田町	竹皮屋惣吉		○	○	○△	
	納屋町	皆川屋利七		○	○	○△	天保5：伊藤与兵衛株
	船入町	淀屋庄右衛門		○	○		
		橋本屋和助		○	○		
		升屋源吉		○	○		天保5：預かり
	下小田井村	綿屋又兵衛		○	○		
		野間屋太七		○	○		天保5：預かり
	須ヶ口村	野間屋治助		○	○	○	
		万屋新兵衛			○		
		升屋喜兵衛			○		
		山本屋喜助			○	○△	
	志水	大坂屋庄兵衛					天保8：今津屋兵左衛門へ譲り
	祿宜町	油屋伊助					天保9：加入
		美濃屋彦左衛門					天保8：大橋屋源七跡
		割木屋清兵衛					
	樽屋町	今津屋兵左衛門				○	
	樽屋町	槌屋源兵衛				○△	
		綿屋伝右衛門				○	
		野間屋利七				○△	
		汐屋六右衛門				○	
		師崎屋米吉				○△	
		油屋伊三郎				○△	
		河内屋元右衛門				○△	
		古金屋孫次郎				○△	
		茶屋徳兵衛				○△	
		小西長兵衛				○△	
		井桁屋伊助				○	
	皆川屋徳次郎				△		
	橋本屋亀次郎				△		
	升屋半三郎				△		

\* 『師崎屋諸事記』から作成。

\* 各年代欄の○は名前が確認できること、△は休業中であることを示す。



仲買である。1849年(嘉永2)は仲買仲間の再興が認められた時の仲買である。干鯛元仲買惣代が再興の願書を出したことを同年閏4月に連絡した仲買を○、同年12月に出願時の諸費用の負担を休業中の仲買に求めた時に休業中の仲買に通知した干鯛元仲買を◎、負担を求められた休業中の仲買を△で示した。

【表5】からは、1812年(文化9)32軒、1812(文化9)～1834年(天保5)39軒、1826年(文政9)34軒の仲買の名前が確認できる。時代を追うにしたがって名前が現れなくなる仲買、新たに加わる仲買がそれぞれあり、30軒を超す仲買が存在し続けていることがわかる。ただし、この時期の仲買の実際の営業状況はわからず、問屋の動向や1849年(嘉永2)の様子から考えて休業中の仲買も含まれていると思われる。1849年(嘉永2)には36軒の仲買の名前が確認できる。問屋の場合と同様、新しい仲買も多く、休業中の仲買も多い。惣代5軒の他に営業している仲買は8軒のみである。肥物商売の厳しい状況も要因のひとつと思われるが、株仲間解散前の仲買で1849年(嘉永2)に名前が確認できない場合が問屋以上に多く、問屋より小規模な経営体である仲買に対する株仲間解散の影響の大きさがうかがえる。

【表4】【表5】を比較すると、問屋と仲買の居所には大きな違いがある。問屋は堀川沿いの町に居住している場合が多い。仲買の「地域」欄は「文化9①」の記事に記された地域分けをそのまま用いたものであるが、それ以降に加入してきた仲買の居所を含めても、駿河街道の出入口にあたる駿河町、善光寺街道の出入口にあたる大曾根周辺、美濃路の出入口にあたる枇杷島・新川、堀川沿いに居を構えていることが多い。それぞれの業態に応じて問屋・仲買が分布していることがわかる。肥物は城下で消費される商品ではないので仲買は消費地への販売に便利な場所で営業するため、その居住地は名古屋城下(町奉行管轄エリア)だけではなく枇杷島や新川など近接する村方にも広がっている。肥物仲買が在方の仲買と協力しながら営業しているとしばしば主張する根拠であろう。

また、【表4】【表5】の備考欄に記したとおり、株の移動も多く、また必ずしも株の名義と実際に営業している商人が一致しないことも少なくない。仲間内で営業困難になった商人が出た場合には仲間で相談して適当と思われる商人に株の権利を移動させたり、名義はそのままに営業させたりすることもある。適任と思われる商人がいない場合には、【表5】のように仲間内で株の権利を「預り」とすることもあった。他業種では抵当に入れた株に対する諸経費などの負担方法、抵当に入れたまま売却する場合などを株をめぐるトラブルも散見される。肥物問屋・肥物仲買だけではなく各業種の株の性格、株に付随するさまざまな慣行など、株そのものについての検討も今後必要であると考ええる。

### 3 問屋と仲買

ここでは仲間の内部や仲間どうしの関係を示す事例をいくつか取り上げて、名古屋商人の関係性を考えたい。

## (1) 材木商売の場合

【史料9】<sup>(27)</sup>

乍恐御内々再奉願上候御事

材木屋惣兵衛

木屋惣三郎

炭屋清左衛門

船津屋七兵衛

私共世話方肝煎<sub>江</sub>付取扱申候入津品之儀、先規之通当二月廿一日入札取扱初申候処、御主意前後之折<sub>与</sub>ハ事代り、三ヶ町仲買人数当時三拾六人<sub>与</sub>ハ申候得共、只今<sub>二</sub>而<sub>一</sub>ハツ、立入札仕候者八人ならてハ無御座、夫故入札之仕向甚不宜、古格之姿ハ更無御座相崩レ居候付、其砌御願品も仕度<sub>与</sub>集会も仕候得とも、余り無間も彼是奉願品仕候も何共奉恐入候御儀<sub>与</sub>奉存、如何様とも去ル四月上旬迄ハ取続入札扱ひ試見候得共、兎角入札仕向不宜、札数も自然<sub>与</sub>相減候儀ハ全先前<sub>与</sub>違ひ、不如意之者有之哉<sub>二</sub>而<sub>一</sub>乍左斯不仕向相成不容易、私共難渋之場<sub>二</sub>落入詮方無御座、余り先達<sub>而</sub>中<sub>二</sub>段々<sub>一</sub>不通奉懸御苦勞も実々奉恐入候御儀<sub>二</sub>御座候、然処去ル七月十日双方御召出難有御理解被下置、其後追々三ヶ町初之者<sub>并</sub>東組年行司役名<sub>与</sub>して東組拾三人之内壱人自分名前納得之段締役之者申聞候、左候<sub>而</sub>ハ東組之者ともハ表向壱人<sub>二</sub>名前を以<sub>一</sub>内輪拾三人入札相成候<sub>而</sub>ハ、私共願意第一之札数盛立候儀出来不仕訳柄、締役之者初三ヶ町之者更々相弁呉不申、東組之者共ハ拾三人も有之候内漸々式人位相減、跡拾壱人ハ自分名前<sub>二</sub>入札致度<sub>与</sub>申立、只銘々勝手<sub>江</sub>引付、去月十日後ハ猶以強氣申募居候故、内熟段々手延<sub>二</sub>相成、乍恐於<sub>二</sub>御上様此段分<sub>而</sub>御憐察不被下置候<sub>而</sub>ハ迎も内熟際も相見不申、此姿<sub>二</sub>而<sub>一</sub>ハ私共必至相続相成かたく様奉存、客船荷主手前<sub>江</sub>も際限も無御座、随<sub>而</sub>客船荷主共手前<sub>江</sub>も更々申訳無御座、尤荷主共斯様差揉深キ子細も相弁不申候哉、御当地<sub>江</sub>是先入津可仕義氣拔ケ仕、一向張り合も無御座様申居候との儀承之候付、私共儀是先キ之儀甚心配<sub>二</sub>奉存、重々心痛当惑之余り差揉中当分相对商ひ之儀奉願上候得共、是以御許容不被下置、此上ハ如何可仕哉<sub>与</sub>進退必至<sub>一</sub>無御座、当惑難渋罷在候段、篤<sub>与</sub>被為汲分、奉歎願候趣意早速<sub>二</sub>御聞濟被下置候様仕度、仍之三ヶ町之者共古格乍崩置私共難渋願意之趣聊察呉不申、理外申募差拒居候訳子細奉申上度為メ、別書相添又候不奉願恐をも不得止事只管奉願上候、右之趣恐多候儀<sub>二</sub>ハ御座候得共、此上一応双方御召出篤<sub>与</sub>御諭被下置候様仕度、幾重<sub>二</sub>も御纏り奉願上候、以上

申八月

覚

締役 天満屋吉十郎

同断 藤屋武七

天満屋九兵衛

山形屋仁平

- 海津屋甚助
- ノ五人 都<sub>而</sub>入札不仕者<sub>二</sub>御座候
- 川野屋太蔵  
吉良屋清七  
松屋利平  
北村屋徳蔵
- ノ四人 杉丸太取扱不申候付入札不仕者<sub>二</sub>御座候
- 藤屋武七方<sub>江</sub>日勤之者<sub>二</sub>御座候 藤屋竹蔵  
成田屋武助方<sub>江</sub>日勤之者<sub>二</sub>御座候 村田屋正平  
当時後家<sub>二</sub>而入札不仕候 坂田屋半右衛門  
家屋敷書入方<sub>江</sub>相渡他町<sub>江</sub>転宅仕候 槌屋藤三郎
- ノ
- 薪商売<sub>二</sub>而材木類取扱不申者<sub>二</sub>御座候 柴屋萬蔵
- ノ
- 締役 山本屋吉右衛門  
同断 羽柴屋源七  
小嶋屋太助  
元木屋善六  
三木屋太兵衛  
鈴木屋吉兵衛  
羽柴屋与吉  
沖村屋新助  
柴野屋久助  
羽田屋重兵衛
- ノ拾人 不勘定之者当時入札取揚不申者<sub>二</sub>御座候
- 白谷屋藤右衛門  
勢州屋源兵衛  
平野屋太吉  
小熊屋治左衛門
- ノ四人 少々買取候者<sub>二</sub>御座候
- 締役 美濃屋久八  
三浦屋喜助  
成田屋武助  
三室屋佐助  
三柘屋庄蔵  
三原屋卯兵衛  
白木屋武兵衛

## 材木屋惣兵衛

メ八人 当時ツ、立入札仕候者、御座候

【史料9】は1848年(嘉永元)または1860年(万延元)と考えられる申年に材木問屋4軒が出した願書である。【史料9】によれば、世話方肝煎として取り扱う荷物の入札を2月21日から行ったところ、「三ヶ町」(元材木町・上材木町・下材木町)の仲買が36軒あるにも関わらず応札したのは8軒のみで、引き続き4月上旬まで入札したが応札が少なく不調に終わった。そこで尾張藩に願い出て説諭をしてもらい、それに対しては3ヶ町の仲買も東組(仲買13軒)の仲買も表向きは納得したが、実際には入札に応じず、材木問屋のみならず客船・荷主の迷惑ともなっているため再度の説諭を願い出ている。願書の文面に続いて3ヶ町仲買36軒の応札状況が記されている。

【史料9】からは、名古屋城下の材木仲買は少なくとも3ヶ町の仲買36軒と東組とよばれる仲買13軒との2つのグループがあることがわかる。それにもかかわらず最初の入札には8軒しか応札しなかったことを「古格」を乱す行為であると材木問屋は考えている。東組の仲買は最初の説諭に対して年行司が代表して説諭に応じることを表明していて、願書を提出した材木問屋は東組13軒がまとめて締役の名前で応札することを危惧している。材木問屋としては応札数が増加することを希望しているが、仲買の中核をなすと思われる3ヶ町の仲買はあれこれと理由をつけて問屋の意向を汲む意思がなく、東組は2軒を除いて個別に応札することに合意した。しかし、仲買はそれぞれ強気に自分勝手な主張を繰り返したようであり、この再説諭の願書を提出するに至ったことになる。

3ヶ町の仲買36軒の応札状況を見ると、まったく応札しなかった仲買が締役2軒を含む5軒、入札対象の杉丸太を扱わないという理由で応札しなかった仲買が4軒、薪商売で材木を扱わないという理由で応札しなかった仲買が1軒、経営上の事情で応札しなかった仲買が4軒、「不勘定」つまり代金清算上に問題があり応札できない仲買が締役2軒を含む10軒、少量の買入をした仲買が4軒、正式な入札に応じた仲買が締役1軒を含む8軒であった。これから3ヶ町仲買の締役が5軒であったこともわかる。10軒の仲買が金銭的な問題を抱えていることは安定的な経営維持の難しさを物語るものであろう。

藤屋竹蔵ほか3軒の不応札の理由は仲買の営業形態を考える上で興味深い。坂田屋半右衛門は後家であることを理由に応札していない。仲買株の名義は「半右衛門」という男性名のみであるが、実際には半右衛門は死去してその妻が経営を維持しているということであろう。名義と経営実態が一致していない事例は、当面の相続候補者が女性しかいない場合にはしばしば起こることである。ただし、この記載だけでは後家であること自体が入札条件を満たしていないのか、自店の都合による不応札なのかは判明しない。

榎屋藤三郎は3ヶ町のどこかにある家屋敷を抵当に入れた結果手放すことになり、他町に転居したために応札していない。榎屋の場合は名義は保有しているが他町に居住することで材木仲買の条件を満たさなくなったのか、それ以外に理由があるのか、両方の可能性を考える必要がある。

というのは、本来材木を扱う問屋・仲買は3ヶ町に居住することが原則であり、それ以外は「材木問屋(仲買)」を名乗ることができなかつたといわれる。しかし、願書の作成者である4人の内、炭屋清左衛門は葭町、船津屋七兵衛は木挽町にそれぞれ居住し、本来は炭薪問屋を営んでいた商人である。応札しなかつた仲買の中にも材木を扱わない者が含まれ、材木に関しても株仲間再興以後は株仲間解散前ならば加入できなかつた問屋・仲買が材木を扱う商人として関わるようになったと考えられる。【史料9】から判明しないが東組仲買13軒の居住地・来歴なども合わせて検討することで、株仲間再興以降の材木仲買の性格づけが明らかになる。

残りの藤屋竹蔵・村田屋正平はそれぞれ藤屋武七・成田屋武助の店へ「日勤」の者であることを理由に応札していない。「日勤」とは奉公しているか、または別家して別家時の条件に従って一定の日数を本家で働いているか、のどちらかであろう。藤屋武七はまったく応札しなかつた仲買の1軒、成田屋武助は正式な入札に応じた仲買の1軒である。藤屋武七・成田屋武助は材木問屋でもあり、この2軒の他にも天満屋吉十郎・天満屋九兵衛・美濃屋久七・白木屋武兵衛・材木屋惣兵衛は材木問屋であることがわかっている。つまり、材木仲買と材木問屋とを兼業している人物もいれば、関係者に仲買を勤めさせている場合もあるということである。

問屋と仲買の兼業は【表4】【表5】を見る限り、肥物商売では行われていないようである。両者が関係者であることは、問屋皆川屋惣七とその倅仲買皆川屋利七という事例があるが、あまり一般的ではないようである。問屋と仲買ではないが生産者と仲買という意味では、【史料3】にみた酒屋と仲買では本来は兼業を禁止している。それに対して、炭薪商売では問屋・仲買を兼業しているケースが確認できる。炭屋清次郎・井筒屋恒助は、双方の仲間納得の上問屋と仲買を兼業し、それぞれの仲間のルールにしたがって商売を行い、仲間の諸経費も双方に納入してきたことを主張している<sup>(28)</sup>。材木と炭薪はどちらも原料が林産資源であり、木の種類や大きさ、加工方法でかなり商品が細分化されているなど共通点が多いので、問屋・仲買のあり方も共通する点があるのかもしれない。こうした問屋と仲買の分離・兼業という点は、両者の営業上の関係にも影響を及ぼす可能性も高く、業種ごとの実態を明らかにして整理していく必要がある。

## (2) 肥物商売の場合

【史料7】にみたように、肥物問屋仲間は仲買からの要請を受けて結成したという経緯がある。その際、仲買に関わる問題については問屋が一方的に処理するのではなく、仲買に断りを入れた上で処理することと定めていた。その後、文政期ごろになるとその協力・協調関係が維持されつつも、利害対立の場面がみられるようになる。

### 【史料10】<sup>(29)</sup>

差出申一札之事

一近年問屋衆之内小売被成候御方<sub>茂</sub>御座候付、往々渡世<sub>二</sub>相抱り一統相歎キ候付、追々

御頼申上候得共御聞届不被下御方<sub>茂</sub>有之候故、今般一統内存通をも申合、弥御承知不被下御方御座候ハ、其旨夫々御答書御頼申上候処、於問屋御衆中小売不被成<sub>二</sub>相極り、御一統御答書御印形被下寔以本懐之至候、就<sub>而</sub>ハ仲買共先年連之通猶又相守、聊相背キ申間敷候、互<sub>二</sub>致吟味若此後心得違之義いたし候ハ、中買仲満御省キ可被成候、其時一言之違背申間敷候、仍之我々印形証文差出申所、如件

文政九戌四月

野間屋太吉判

(以下、仲買連名省略、【表5】「文政9」欄参照)

【史料10】によると、1826年(文政9)以前から問屋の中に仲買を経由せず小売を行う者がいて仲買の経営に関わる事態になっているので小売を止めるように依頼した。しかし、なかには仲買の要請を受け入れない問屋もいて書面による返答を求めたところ、問屋全体で小売は行わないことに決定し印形を捺した返答書も仲買に渡され、仲買としては満足のいく結果となった。それに対して仲買はこれまでの規定を守り、違背した場合には問屋の意向で仲買仲間から除外されることを誓約して、この一札を問屋に対して提出している。

その後、1828年(文政11)にも大代官支配の村々に対する肥物の供給に関して問屋仲間として請書を提出している。その大代官からの書付と請書下書を回覧した問屋が【表4】の「文政11」欄に○のある問屋である。その経緯は次の【史料11】のとおりである。

【史料11】<sup>(30)</sup>

文政十一年戊子十一月

皆川屋惣七<sub>江</sub>利七<sub>江</sub>大御代官<sub>ハ</sub>御支配之内<sub>江</sub>肥物仕送り有之様被仰付候<sub>二</sub>付、淀庄・半田屋助右衛門<sub>ハ</sub>、仲買方難渋之筋且<sub>ハ</sub>右仲買方不景気<sub>二</sub>相成候得<sub>者</sub>自然と問屋方難渋仕候段御答申上候所、猶又此度大御代官方<sub>ハ</sub>書付出申候<sub>二</sub>付、淀庄・半田屋<sub>ハ</sub>申参り候書付写

御役所<sub>ハ</sub>出候書付写

大代官支配村々之内難渋之村々<sub>江</sub>肥物為仕送、代金之義<sub>ハ</sub>右役所おみて締取計候義等差障之有無頃日相尋、則申立候書面之内、仲買共<sub>ハ</sub>下地仕送り候代金幸不勘定之族出来仲買共及難渋、随<sub>而</sub>問屋共往々渡世<sub>二</sub>相抱可申哉之段相歎候趣、無余義<sub>二</sub>相聞候<sub>二</sub>付、右<sub>メ</sub>筋之義猶又其筋<sub>江</sub>及打合候所、右<sub>者</sub>今般利七<sub>江</sub>仕送り方申付、若仲買共より下地仕送り置候代金不勘定等之者出来致候節<sub>ハ</sub>、畢竟問屋物之義<sub>二</sub>付願出次第<sub>ハ</sub>出来申付候<sub>ハ</sub>、問屋とも初<sub>而</sub>可及難渋筋<sub>二</sub>不相見得、且利七<sub>江</sub>人御用達申付若外仲買共手前不<sub>二</sub>相成候<sub>者</sub>危踏筋も可有之哉、同人外<sub>二</sub>も若望之者有之候<sub>ハ</sub>、同様申付差支無之事

九月

乍恐御請奉申上候御事

一皆川屋利七<sub>江</sub>義大御代官御用蒙<sub>一</sub>仰、肥物御支配下<sub>江</sub>仕送り候義<sub>二</sub>付、右御用筋望之者有之候<sub>ハ</sub>、御願申上候様難有仕合<sub>二</sub>奉存候、此段仲買共一統承合候所当時御用筋

望之者も無御座候

一利七方ハ仕送り遣候御百性之内ニ不勘定之族出来仕候節ハ、大御代官方より御取立被遣候旨、且又仲買共ハ仕送り居候分ニ滞候ハ、御願申上候得者御取立被下置候様難有仕合ニ奉存候、然所今般利七義仕送り相始、右利七方ニ仕送り相頼肥物被相求候ニ付、下地仲買共より仕送り置候代金不勘定ニ相成候御百性衆出来候分ハ、乍恐右利七方江御取立被遣候同様ニ御声懸りを以御取立被下置候様仕度奉願上候、右願之通被 仰付被下置候ハ、差障り之筋ニ相成不申候、重々難有仕合ニ奉存候、以上

【史料 11】によれば、肥物問屋皆川屋惣七の息子である肥物仲買皆川屋利七に大代官から支配下の村々へ肥物を供給するように命じられた。それに対して、肥物問屋としては仲買が難渋すれば当然その影響は問屋に及ぶため、問屋・仲買の総意として代金の回収と皆川屋利七以外の仲買の営業への影響に対して不安がある旨の返答書をいったん提出した。それに対して役所からは、代金回収は大代官から責任を持って行うこと、利七以外にも希望者がいれば利七と同じ扱いにすることを約束し、再度問屋から、利七以外の仲買の代金回収も行うことを願い、仕送りを希望する仲買は他にはいないことを確認して請書を作成している。利七以外の仲買のなかには「下地仲買」つまり名古屋の肥物仲買だけではなく村方で営業している仲買も含まれている。この時に仲買仲間から返答書・請書などが出されているかはわからないが、肥物問屋仲間は自らの経営に悪影響が及ぶことを心配しながらも、仲買の営業が成り立つように名古屋及び村方で営業する仲買の意見を代弁しているように見える。

1832年(天保3)、仲買を通さず問屋が行う直接小売の差止めを求めて仲買仲間が訴え出て問屋は緊急の対応を迫られることになる。

【史料 12 ①】<sup>(31)</sup>

天保三年壬辰二月廿日皆川屋庄蔵殿 御役所ハ御呼出ニ、干鯛仲買仲満ハ出願之書付認御差下シ御座候、其夜問屋中庄蔵方へ寄合則願面被為見、其上銘々ニ存寄可有之候ニ付願面家毎ニ写置申候、則左ニ

乍恐奉願上候御事

干鯛仲買惣代

枇杷嶋村 升屋彦八

同所 橋本屋弥八

坂上町 干かや善蔵

同町 瓶屋甚蔵

奥田町 竹皮屋惣右衛門

③私共一統肥物商売仕来御蔭を以渡世相続仕、冥加至極難有仕合ニ奉存候、然処近年問屋共不締ニ相成御百姓衆江直売仕、仲買一統迷惑之段追々相歎并不筋成旨申談、直売

之儀<sub>者</sub>相止<sub>只</sub>候様頼入候得とも、左様之義無御座候得共心得違之者有之候ハ、已後相改為止可申段申聞、印形迄も致差越候得共、其後矢張直売相止メ不申、<sup>⑥</sup>其上一兩年已前<sub>の</sub>廣井村之内戸田道岐阜や甚兵衛・小倉屋権八、祢宜町油屋伊助・宮本屋和助、奥田町油屋吉兵衛、巾下江川端之内米屋孫助・岩田屋代吉と申者共、無株<sub>二</sub>肥物売買相初候<sub>三</sub>付、何方<sub>二</sub>相求取扱候哉之境承合候所、全問屋共之内<sub>二</sub>取引仕候由以之外成儀<sub>三</sub>御座候<sub>而</sub>、右様取締不宜相成候<sub>而</sub>者、先年下小田井村小兵衛・宗七兩人之儀<sub>三</sub>付御上<sub>江</sub>格別奉掛御苦勞、取締方嚴重之趣奉申上其旨御聞届被下置、締も崩レ不申難有仕合奉存居候所、当時ケ様不締相重り申候<sub>而</sub>者御上<sub>江</sub>奉恐入、且問屋共<sub>の</sub>在々御百姓衆<sub>江</sub>直売仕候得<sub>者</sub>仲買一統商衰微仕、其上下夕地仕送り先キ<sub>一</sub>不勘定之基と相成、一統渡世相続<sub>三</sub>相抱既及潰候<sub>者</sub>も出来、難渋至極眼前<sub>三</sub>相成候<sub>而</sub>誠<sub>三</sub>以歎ケ敷奉存候、所詮相對<sub>二</sub>直売又<sub>者</sub>無株<sub>之</sub>者<sub>江</sub>商取引仕間敷様及懸合相頼候共、相止メ可申段返答<sub>者</sub>致置矢張直売仕候<sub>而</sub>、締り付只可申期ハ無御座等閑<sub>三</sub>致置候<sub>而</sub>者、不取締之段御上<sub>江</sub>恐多、将又仲買共一統渡世相続難行届候<sub>三</sub>付乍恐不得止事奉願上候、此段厚御憐察被下置、問屋共<sub>の</sub>仲買ヲ離レ直売仕間敷様被為仰付被下置候様仕度奉願上候、右願之通被為仰付被下置候ハ、一統相続渡世可仕重々難有仕合<sub>三</sub>奉存候、以上

◎附、仲買之内<sub>江</sub>他所<sub>の</sub>買取候分又ハ他所<sub>の</sub>送越候荷物、唯今迄問屋共<sub>江</sub>口銭相払不申候得とも、已後直売締付候ハ、問屋共之宛名<sub>三</sub>仕荷物水揚致口銭相払荷物引取可申候、<sup>④</sup>且又御百姓衆之内津嶋村・小牧宿其外在々之内<sub>二</sub>先年<sub>の</sub>商人同様肥物取扱候者有之、右之者<sub>江</sub>茂取引為相止メ候<sub>而</sub>者問屋共<sub>茂</sub>迷惑之筋<sub>三</sub>相成候段難計、左様之義御座候ハ、人別相定無口銭<sub>二</sub>仲買とも小座<sub>三</sub>仕取引為致差支え無之様取計可申候

辰二月

【史料 12 ②】

辰二月廿七日

一魚之店大惣<sub>二</sub>寄合申候

先夜之御返答書写相廻し申候、御熟覽之上思召も御座候ハ、皆川屋へ御申出可被下候、乍御苦勞御順達可被下候、尤内々御取計可被下候、以上

半田屋助右衛門

麻屋吉右衛門様	山名屋庄兵衛様
山名屋徳三郎様	時田金右衛門様
よどや松助様	亀屋喜兵衛様
中屋久兵衛様	師崎屋長兵衛様
大野屋藤七様	熊野屋傳吉様
万屋弥八様	

乍恐口上書を以返答書仕奉差上候御事

一今般干鯛仲買中<sub>の</sub>出願仕候<sub>三</sub>付、右願書御渡し被下置返答書仕候様付奉畏候、左<sub>三</sub>御答奉申上候



\*以下、【史料 12 ①】の文面を引いてそれに対する問屋の返答が記されているので、仲買の願書の該当部分を【史料 12 ①】に下線部①～④で示し、それに対する問屋の返答のみを記すこととする。ただし、返答書における【史料 12 ①】の引用は多少の表記の異同などがあるが、内容に大きな影響はないので特には注記しない。

(①に対する問屋の返答)

右<sub>者</sub>百姓衆<sub>江</sub>小売仕候段差支候趣申上、已来<sub>者</sub>右体小売等一切不仕候様可仕候

(②に対する問屋の返答)

此段之儀前件無株之方<sub>江</sub>問屋中<sub>ハ</sub>荷物取引仕候<sub>而者</sub>是又仲買共商ひ筋差支候趣<sub>付</sub>、以来取引相止候様仕度段申立、差支相成候儀を強<sub>而</sub>私共<sub>ハ</sub>取引可仕道理も無御座候得共、以来之儀<sub>者</sub>問屋中<sub>ハ</sub>申合、無株之方<sub>江</sub>荷物取引不仕候様取締可仕候間、仲買中<sub>ニ</sub>おゐても無株之問屋<sub>ハ</sub>已来荷物取引不仕候様<sub>ニ</sub>致、締能取計申候段被仰付被下置候様是又奉願上候

(③に対する問屋の返答)

此儀<sub>者</sub>先前<sub>ハ</sub>仕来<sub>ニ而</sub>、他所<sub>ハ</sub>買取又ハ送り越候分も直売相止呉候ハ、已来<sub>ハ</sub>問屋之宛名<sub>ニ而</sub>送越、其上問屋<sub>江</sub>口銭相払可申との儀、此儀ハ是迄右体取計来候儀御座候<sub>へ者</sub>矢張是迄之振合<sub>ニ</sub>仲買中取扱候様仕置可申候間、此段左様被仰渡被下置候様奉願上候

(④に対する問屋の返答)

此段<sub>者</sub>先前<sub>ハ</sub>津嶋・小牧其外肥物商人<sub>江</sub>問屋<sub>ハ</sub>取引仕候分、仲買<sub>ハ</sub>小座<sub>ニ</sub>仕無口銭<sub>ニ而</sub>取引可仕段尤<sub>ニ</sub>相聞候へ共、左様仕候<sub>而者</sub>取引先キ之シケ金等も有之、内輪色々差支之筋御座候へ共、此分<sub>者</sub>是迄之通取引仕候様被仰付被下置候様奉願上候

問屋共口上書

右<sub>者</sub>今度仲買共<sub>ハ</sub>奉願上候願書面返答相認メ奉差上候間、一々乍恐御覽被下置返答旁奉願上候間、私共願之趣意も相立、問屋・仲買双方和熟<sub>ニ</sub>申合締能仕商ひ取扱候様仕度、仲買共も角立出入ケ間敷相成候<sub>而者</sub>甚以氣之毒次第<sub>ニ</sub>御座候<sub>へ者</sub>、恐多乍御事仲買共穩和<sub>ニ</sub>熟談仕候様御理解之程幾重<sub>ニ</sub>も厚奉願上候、以上

天保三年壬辰二月廿七日寄合

右之通御受書出願仕候所内熟<sub>ニ</sub>及候得共、兎角仲買方不締之義申立不承知<sub>ニ</sub>御座候、段々仲買方<sub>江</sub>欠合<sub>ニ</sub>及候所何れ<sub>ニ</sub>も人別名前書出シ呉候様申聞候、尤在々商人衆年々歳々<sub>ニ</sub>盛衰<sub>ニ</sub>及候事も御座候半、左候得<sub>者</sub>新規相始候分名前書頭差越候得<sub>者</sub>不苦、唯御百姓衆へ直売不仕候様<sub>ニ</sub>とのミ申聞、人別定書差越候様<sub>ニ</sub>と御座候、問屋共種々及相談候得共人別定頭候<sub>而者</sub>已後問屋共手狭之道理、旁いつれ<sub>ニ</sub>も書頭候義不致様<sub>ニ</sub>御座候<sub>而</sub>相談候得共致方無之、然故以後百姓衆へ直うり仕候分ハ壱匁八分ツ、差出候間、左様<sub>ニ而</sub>如何と熟談候所、仲買方も道理之筋も有之哉、当時問屋方締能致呉候様<sub>ニ</sub>と申聞、已後之所締不締之段弥可申旨<sub>ニ而</sub>及内熟候よし御座候

【史料 12 ①】によれば、問屋が百姓へ直売していることを問題視して差止めを申し入れ

たところ以後は直売しないとして押印した書面まで仲買に出しながら結局は直売を止めることはなかった。これは先の【史料9】で触れた1826年(文政9)の一件のことをさしている可能性もある。さらに、1～2年前から無株のまま肥物販売を始めた広井村の岐阜屋甚兵衛らに仕入れ先を問い合わせたら肥物問屋であると返答してきた。このまま直売を認めただけでは仲買の商売が衰微し、これまで販売している在方からの代金の勘定も差し支え、百姓への直売と無株の商人との取引の差止めを再度申し入れても対応する様子がないので、尾張藩から問屋に直売をしないように仰せ付けてもらいたい、というのが仲買の願いである。「附」には、仲買が問屋以外から仕入れられている荷物はこれまでは問屋へ口銭も納めず扱っているが、直売禁止が徹底されるのであれば問屋を経由した荷物の扱いにして口銭を払ってもよいこと、百姓のなかで津島や小牧などで商人同様に肥物を扱う者がいるがこの取引を禁止したのでは問屋も迷惑することと思うので扱う人を特定した上で仲買が小売をする形で口銭なしで支障なく流通させること、の2点を提案している。

これに対して【史料12②】で問屋は、a)については仲買の要請にしたがい直売をやめる、b)については無株の岐阜屋らとの取引は問屋側が主導したものではないが、今後は取引を行わない、ただし仲買においても無株の問屋と取引をしないことを求めるという内容の返答をしている。c)については、これまでの慣習なのでそのまま仲買が直接扱うことを希望し、d)についてももっともな話にも思えるが取引先への「シケ金」(敷金か)など支障もあるのでこれもこれまで通りの扱いを望んでいる。

この返答書の形で熟談に及ぼうと考えた問屋であったが、仲買の強い抵抗にあい交渉は難航したようである。そのポイントは村方に居住している取引相手の名前を提示するかどうかであった。仲買が取引相手を明確に示すように求めたのに対して、問屋は在方の商人で盛衰もあるので新規開業者のみを示すことにして、百姓への直売は行わないことだけを約束しようとした。しかし、仲買の要求は強く、問屋は取引相手を明示すると今後の商売に制約をうけるので名前を出すことの交換条件として直売分には1匁8分ずつ(おそらく売却代金1両あたり)を仲買に支払うことで示談となった。

【史料12①②】は正規の流通ルートを逸脱した商品の取引が行われているという点では、どの業種にも起こりうる、実際にもしばしば起こっている問屋・仲買間のトラブルであるが、当時の取引や商人の関係について興味深い事実を示している。

そのひとつは、問屋と仲買の関係である。肥物の場合、問屋と仲買が協調路線でさまざまな問題に対処していると先に述べたが、その事例も含めて考えても仲買が問屋に対してかなり強い態度で臨んでいることがわかる。【史料12②】c)では、仲買の要求が通るのであればこれまで仲買が直接扱っていた荷物も問屋経由として口銭を払ってよいとまで仲買は提案するが、問屋はこれに賛成せずこれまでどおりの扱いとすることになっている。問屋を通さない取引がこれ以前からもこれ以降も許容されていることになる。このような問屋にだけ依存しているわけではない仲買のあり方が交渉時の強気にも反映されているのかもしれない。

2月末にこの問題が解決した後、5月末に問屋・仲買同席の寄合を開き、6月初には問

屋の取締方について規定を設けている。さらに閏11月には問屋仲間13軒で千歳講を結成している(加入の問屋は【表4】「天保3」欄参照)。肥物問屋にとっては、【史料12①②】で示した仲買との対立はかなり衝撃をもって受け止められたと推測される。

もうひとつは、肥物の流通のあり方である。名古屋の仲買であっても城下の肥物問屋を通さない仕入が認められていることは前に述べたとおりである。それと同時に各地に仲買以外の商人が生まれ、問屋との直接取引が行われていることもわかる。取引相手の名前提示については両者の意見対立は激しかったが、問屋が仲買に対して百姓への直売については金銭を支払うことで解決した。問屋からすると名前の提示拒否は譲れない点であり、そのためには金銭を払うことも辞さないということであろう。それだけ問屋にとっては村方で取引できる相手が重要であったことにもなる。

【史料12①】では仲買以外に肥物を扱う商人として、広井村・祢宜町・奥田町・巾下といった城下に隣接した場所と、津島・小牧という名古屋からは少し離れて消費地により近い場所があげられている。【史料12①】にある小兵衛・宗七の一件とは、文政期に両人が休株になっている仲買株を使って参入しようとしたのに対して仲買が反対をした一件であるが、その願書のなかにも二ツ萩(清須市)にも干鯛屋が6軒できたことが記されている<sup>(32)</sup>。在方の干鯛屋の分布は【史料13】から知ることができる。

### 【史料13】<sup>(33)</sup>

文政十三年庚寅閏三月晦日、上畠橋裏宣下宮神主宅<sub>二</sub>干かや寄合<sub>一</sub>付覚、但シ廻章家元半田屋助右衛門殿、尤先達<sub>二</sub>熱田蔵之前塩屋仁右衛門干か問屋職願出候<sub>一</sub>付、差障之御答書差上申候、右<sub>者</sub>干かや惣代皆川屋庄蔵・半田屋助右衛門・傳野屋傳吉メ三人印形被致候、就夫色々御尋も有之、殊<sub>二</sub>仲買地廻り何拾人、東西合テ何程、且新開地へうり渡し来候仲買体之者何程御座候哉之段、書調へ差出シ可申候段、并<sub>二</sub>熱田地の津島行河運賃何程、蟹江迄何程、且名古屋の津島迄運賃、蟹江迄運賃等明細<sub>一</sub>相調へ差上可申候段等、半田屋助右衛門殿方<sub>二</sub>御問合<sub>一</sub>付、右運賃相調半田屋の差出シ申候、付<sub>二</sub>者<sub>一</sub>仲買体新開地<sub>一</sub>何程有之哉之段御尋<sub>一</sub>付、右<sub>者</sub>夫々名前書出シ申候<sub>二</sub>もうり先手狭間<sub>一</sub>相成候故、いろ／＼集会申相候得共、必竟御尋之事故表立候訳<sub>二</sub>も無之哉、且村々<sub>一</sub>何拾人と申上候<sub>二</sub>も同様之姿旁故、先々演舌<sub>二</sub>村々<sub>一</sub>何拾人と申上候<sub>二</sub>猶又名前子細<sub>一</sub>申上候様御尋被仰付候ハ、差出シ可申候<sub>二</sub>相談相極り申候、然故半田屋方<sub>二</sub>名前書出し遣シ置候様可然と、仲間一統差出シ申候趣、夫故人数多分之方手広<sub>二</sub>宜哉<sub>一</sub>付、仲買体買人有増相記シ、四月朔日為持遣シ申候、則名前記、南方之方而已有増

津島 干かや多左衛門・伊せや傳兵衛・干かや右左衛門・濱田や小兵衛・浅井作左衛門・さゝや次助・浅井作十郎・油屋次右衛門・神谷屋松兵衛

メ

かにへ 干かや甚右衛門・米屋富右衛門・山形や五平次  
本地村 紺屋義兵衛

あら井村 きじ本小右衛門  
 大海用 作福やイ兵衛・松井や浅右衛門  
 諸桑村 清右衛門  
 下切 米屋菊蔵  
 安松村 友蔵  
 熱田新田二番割 八田や吉蔵  
 きつね地 干かや源蔵  
 知田かけ村 濱田屋八右衛門  
 岡田村 萬屋三郎兵衛  
 横須賀 中野や孫兵衛  
 知多大野 西村次郎左衛門・さつまや九右衛門・水口や次兵衛・吉川源六  
 右之通手前方うり先有増書記、半田屋助右衛門殿方<sub>正</sub>差出シ申候

【史料13】は1830年(天保元)に熱田の塩屋仁右衛門が干鰯問屋開業を願い出たため、名古屋の肥物問屋としては賛成できない旨の答書を役所に提出した後の役所からの問合せへの対応である。役所からの問合せは大きく2点あり、ひとつは地廻りの仲買と新田に肥物を供給する「仲買体」の商人の人数、もうひとつは地廻りの仲買の拠点となっている津島・蟹江への熱田・名古屋それぞれからの運賃である。運賃についてはすぐに返答をしているが、先ほどの【史料12】の事例と同様、仲買の名前を届け出ることが問屋の間で議論となった。今回も名前を出すことで今後の販売先に自由がきかなくなるおそれがあるが、最終的には内々の問合せであるので表沙汰になることもないと予想され、とりあえず人数だけ返答して、さらに詳細に名前を出すようにと言われればその時点で名前を出せばよいという結論に達した。しかし、名前の提出に備えて名前を、それもなるべく多くの名前を書き出しておくことになった。そこで書き出されたのが末尾の14か所28人の名前である。熱田の塩屋仁右衛門との関係からか、ここに書き出されたのは「南方」つまり名古屋からみて南方面の海西郡・海東郡・愛知郡・知多郡のみであり、実際にはこの他に名古屋の北側・東側にも地廻りの仲買がいたであろう。

地廻りの仲買として『師崎屋諸事記』には津島村佐藤源七の名前が見え、【史料14】からその商売の様子的一端を知ることができる。

【史料14】<sup>(34)</sup>

天保五甲午十月廿日魚棚大惣寄合いたし申候、左之願書御役所<sub>正</sub>差障り無之哉御尋<sub>正</sub>付

乍恐奉願上候御事

納屋町之内海老屋町関戸次郎控借屋

玉本屋新兵衛

海東郡津嶋村佐藤源七義、私居宅通所<sub>正</sub>貸遣し用向等取扱度旨申候付先達<sub>正</sub>奉願上候

処、早速御聞濟被成下置難有仕合奉存候、付<sub>而者</sub>右源七<sub>江</sub>先達<sub>而</sub>御願濟<sub>二而</sub>肥物等御領分御百姓中<sub>江</sub>貸渡候<sub>二</sub>付、御百姓之内手先<sub>二</sub>相成貸渡之義御聞濟<sub>二</sub>相成、右手先<sub>二而</sub>取扱居申候処、今般為模通右肥物貸渡<sub>二</sub>付私義惣取締世話方<sub>二</sub>相成呉候様右源七相頼申候付、取締世話方<sub>二</sub>相成申度乍恐奉願上候、勿論源七<sub>ハ</sub>茂其筋へ御願申出候<sub>二</sub>付、何卒被為聞召分、右願之通早速御聞濟被成下置候ハ、千万難有仕合可奉存候、以上

午十月

右之通新兵衛奉願上候<sub>二</sub>付、乍恐奉伺上候、以上

納屋町丁代 源兵衛  
同断 宗八郎

右願書受書信野屋甚平殿<sub>二而</sub>出来皆川屋へ廻り、十月廿三日寄合周評いたし候処至極能出来<sub>二</sub>付清書皆川<sub>二而</sub>出来差上申候筈御座候、仍<sub>而</sub>受書写ハ皆川<sub>や</sub>御座候

十月廿三日

惣代 皆川屋庄藏  
同 師崎や長兵衛  
同 時田や金右衛門

手前・時田年番<sub>二</sub>付調印致候様申聞候付、調印いたし申候

乍恐奉御請申上候御事

干鯛問屋惣代 皆川屋庄藏印  
師崎屋長兵衛印  
時田や金右衛門印

一今般納屋町玉本屋新兵衛儀、御領分百姓中<sub>江</sub>肥物貸渡シ一条<sub>二</sub>付出願仕候付、則願書御廻<sub>二</sub>被下置難有仕合奉存候、然処右肥物之儀ハ私共古来<sub>ハ</sub>取扱御領分中<sub>江</sub>相捌、御影を以家業仕難有仕合<sub>二</sub>奉存候所、納屋町新兵衛儀津嶋村源七<sub>二</sub>被相頼、肥物貸渡締方<sub>二</sub>相成度趣願出申候、右<sub>者</sub>近年御領分村々<sub>二</sub>おみて肥物江戸表<sub>ハ</sub>直買仕<sub>うり</sub>捌候者追々出来仕、只今之所<sub>二而</sub>ハ堀川通<sub>江</sub>入込候干鯛段々相減候得<sub>者</sub>、私共<sub>并</sub>干鯛仲買共難<sub>ハ</sub>至極仕、家業相成兼候仕合御座候、勿論津嶋村源七肥物貸渡候村々<sub>二</sub>おみて手先出来仕候儀<sub>者</sub>是非<sub>茂</sub>無御座候処、其上納屋町<sub>二</sub>おみて右新兵衛奉願上候趣御聞濟<sub>二</sub>相成候<sub>而</sub>ハ、私共仲間乍恐一統難<sub>ハ</sub>之基と相歎申候、右新兵衛願之趣御聞濟相成候<sub>而</sub>ハ干鯛問屋一統往々難<sub>ハ</sub>至極仕候、隨<sub>而</sub>仲買共<sub>江</sub>茂申聞候処、是以甚差障り相成難<sub>ハ</sub>之趣相歎申候故、何卒格別之思召を以右御歎申上候儀被為聞召分、新兵衛願之趣御聞濟<sub>二</sub>不相成候様只管奉願上候、以上

天保五午十月

右之通御受書皆庄・時田・手前惣代<sub>二而</sub>調印いたし候、役所出皆川屋庄藏殿<sub>二</sub>御座候

天保八年丁酉八月廿六日四ツ時、町御役所<sub>ハ</sub>御呼出<sub>二而</sub>被仰渡候干鯛問屋・仲買<sub>江</sub>之書付写

干鯛問屋

## 同 仲買

津嶋村佐藤源七儀、肥物干鰯等御領分中百姓へ貸渡方之儀先達<sub>而</sub>相済居候処、其後源七壺人<sub>二而者</sub>不行届候付在々<sub>二</sub>手先之者相立度旨猶又願出相済居候、然処今般奥州筋干鰯メ粕御蔵物添荷物之名目<sub>二而</sub>積登せ方之儀、源七<sub>并</sub>石濱村神谷東九郎相願、右仕入金として前金千両指出候筈、猶江戸表 隼人正殿<sub>江</sub>申上相成願之通相済、近々右荷物積登せ方取計候筈御勝手御勘定奉行<sub>ハ</sub>申越候、就夫源七通ひ所納屋町玉本や新兵衛宅取扱方会所<sub>二</sub>相成候、此段為承知申聞候

八月

右御呼出し山徳役所<sub>江</sub>出し写置申候

【史料 14】によると、佐藤源七は役所から許可を受けて肥物を村方の百姓に「貸渡」す形で営業をしている。もちろん商売なので「貸渡」とは、肥物の引渡時に現金決済をせずに後払いで肥物を供給しているということであろう。この方法では代金が支払えなくなると百姓側に購入先を選ぶ自由がなくなり、他の商人からすると販路拡大の支障になることも多い。最初は1人で販売していたのが取引を続けるには人手不足となり販売先の村々に「手先」として出張所のような役割をする人物を配置するようになった。名古屋の間屋・仲買もこの段階までは当然の流れであり、とくに問題視はしていない。

しかし、【史料 14】の最初の願書で佐藤源七が名古屋の拠点としている玉本屋新兵衛が源七に依頼されて「肥物貸渡締方」を願い出たため、間屋・仲買が共闘して反対意見をまとめて干鰯問屋惣代の名前で「請書」を提出している。その際の理由は、江戸方面からの肥物が直接村方に販売され、堀川に入ってくる荷物が減少し、問屋・仲買が難渋していることである。そうした状況下で肥物問屋の本拠地ともいえる納屋町に、それまで通所として利用していたとはいえ名古屋城下の商人と手を組んで商売の拠点を設けることは、問屋たちからすれば認められることではなかったであろう。

1834年(天保5)に起こったこの一件は、すぐに許可されることはなかったようである。しかし、佐藤源七と玉本屋新兵衛は次の手立てを採ったとみえ、1837年(天保8)に問屋・仲買が町奉行所に呼び出されて言い渡されたのが【史料 14】の最後の書付写である。佐藤源七らが考え出したのは東北産の干鰯・メ粕を尾張藩の蔵物の添荷物という名目で江戸から輸送して販売するという方法であった。そのために、石濱村(東浦町)神谷東九郎を巻き込んで仕入れ金の名目で1000両を前金として出資することとした。荷物取扱の会所は玉本屋新兵衛宅であった。江戸にいた成瀬隼人正に直談判をしたらしく、通常の商売であれば町奉行所や代官所で扱うところを蔵物の添荷物としたため勘定奉行扱いの案件となっている。

1837年(天保8)の書付に記された形で決着するまでにはさまざまな動きがあったようである。

【史料 15】<sup>(35)</sup>

天保六年乙未六月御役所御呼出し<sub>二</sub>而左之通之御書付御下し被下候、右<sub>者</sub>江戸表<sub>ハ</sub>相濟来候段之よし

今般御国益<sub>并</sub>村方御救筋をも相含、奥州筋浜方等おゐて干鰯・ノ粕御買入、築地御屋敷<sub>江</sub>相納させ、御蔵物之名目を以此表へ積登させ、取捌人申付市売<sub>二</sub>為致候筈之事

但、右荷物之義ハ直御買上<sub>二</sub>而築地御屋敷<sub>ハ</sub>相廻、江戸表十組問屋<sub>江</sub>ハ不相抱事候得<sub>者</sub>、勿論是迄御城下<sub>江</sub>懸引等無之荷主<sub>二</sub>候事

右之通被仰聞故障筋御尋御座候間、早々寄合いたし周評之上御答書申上候処、故障筋申立不相成振合、仍<sub>而</sub>買受人仲間之者へ被仰聞候様申上候処はも不行届、仍<sub>而</sub>内々皆庄へ相談致種々心配いたし候得共致方無之候<sub>二</sub>付、兎角故障筋願下ケ可仕様<sub>二</sub>と申事、旁尤皆庄取捌人<sub>二</sub>御座候、仲満之事旁あしくハ不取扱候間、何分此度之義ハ願下ケ之方宜様<sub>二</sub>被申候故、一同申合之上願下ケ之願面差出し申候、右願書<sub>并</sub>其外受取等之書面千歳講仲満諸事記委細留書御座候、此一条甚仲満心配一昼夜相談等いたし候事も御座候、願書名前手前・山名屋庄兵衛・熊野屋傳吉、御取扱吟味役鈴木多門次様

【史料 15】によると、1835 年(天保 6)6 月の時点で奥州産の干鰯・ノ粕を蔵物扱いとして築地(東京都中央区)の尾張藩屋敷を経由して尾張へ運び、取捌人を任命して市売にすることが決定されていたことがわかる。さらに、蔵物であるため江戸の十組問屋や名古屋のこれまで肥物商いをしている問屋にも無関係であることが明確にされている。これを聞いた肥物問屋はすぐに寄合を持ち反対の意向を伝えたが、藩からはまったく相手にされず、次善の策として仲間に参加している問屋を取捌人=買受人に任命してもらうことを願い出たがこれも認められなかった。そのため内々に千歳講発足時の一員でもあった皆川屋庄蔵に相談して願書を取り下げ、御用達として取捌人になった皆川屋が問屋があまり不利益を被らないように運用してくれることに期待するしかなかった。

この時の蔵物の干鰯・ノ粕は実際には次の【史料 16】のように扱われることになった。

【史料 16】<sup>(36)</sup>

総州浜方<sub>ハ</sub>江戸表御蔵屋敷<sub>江</sub>納候ノ粕此表へ積登、納屋町皆川屋利七<sub>江</sub>取扱申付候、付<sub>而</sub>者<sub>在</sub>々之内是迄干鰯ノ粕取扱候者共御城下問屋・仲買共<sub>江</sub>御払可申付旨相触置候、然処全体奥州筋干鰯ノ粕村方御救等相含、御蔵物名目にて積廻方大浦村所右衛門取扱候筈兼<sub>而</sub>相濟居候付、所右衛門<sub>并</sub>御勘定所支配熊谷庄蔵代利七・竹ヶ鼻村大沢文助三人へ売捌方申付、納屋町之内熊谷庄蔵控屋敷おゐて糶売<sub>二</sub>為取計候間、望之者ハ市日<sub>二</sub>罷出旨

九月

【史料 16】は美濃国武儀郡金山村(下呂市)で記録された触で、1835 年(天保 6)9 月の触

と思われる。金山村や尾張藩領で太田代官所支配である。これ以前に下総・上総産の干鰯・メ粕を蔵物扱いにして納屋町の皆川屋利七が取り扱うという事例があり、この時に奥州産の干鰯・メ粕も蔵物として尾張への回送が行われるようになったことがわかる。奥州産の肥物の輸送は伊豆大浦村(下田市)の所右衛門が請け負い、販売は所右衛門と納屋町在住の勘定所御用達熊谷庄蔵と美濃竹ヶ鼻村(羽島市)の大沢文助が行い、実際には熊谷庄蔵の控屋敷で糶が開かれることになった。熊谷庄蔵は皆川屋庄蔵と同一人物である。房総半島産の干鰯・メ粕を扱った皆川屋利七は【表5】に名前が確認できる肥物仲買の一人である。これが2年後には佐藤源七と玉本屋新兵衛の扱いに変更されることになる。御用達である皆川屋庄蔵が取捌人を投げ出したとは考えにくく、佐藤源七側からかなり強い働きかけが続けられていたことが推測される。

以上、肥物問屋・仲買の関係がわかる事例をいくつか取り上げて検討した。肥物の場合は問屋・仲買は比較的協力関係を維持していたが、時には1832年(天保3)のように対立することもあった。問屋に対して仲買が強い態度で臨むことが多く、これは肥物が名古屋城下での消費物資ではなく、問屋だけでは販路の確保が難しかったことがひとつの要因として考えられる。また、仲買は城下の問屋以外の仕入れルートがあり、問屋は地廻りの仲買が増えてくることで名古屋の仲買を経由しない正規の販売ルートをもっていたため、問屋・仲買それぞれが相手に依存しなくても経営が成り立つ状態であったことも要因であろう。独自の販売ルートを確保するためにも問屋は地廻り仲買の名前の提示を強く拒絶したと思われる。しかし、商売の上では問屋・仲買という正規のルート以外で肥物が扱われることは増える一方であり、そのなかには【史料14】にあるような江戸から尾張の消費地への直送や【史料15】【史料16】にあるような尾張藩の政策とその裏側にある商人たちの意向など、問屋・仲買の協調・対立という従来の関係だけでは解決しない事態もしばしば発生するようになっていたといえよう<sup>(37)</sup>。

### (3) 生鯖商売の場合

尾張の魚流通のターミナルは熱田であった。尾張や伊勢・志摩などから熱田に集まってきた魚は熱田の魚問屋の元で開かれる市で熱田仲買人に買い取られて名古屋の魚問屋へ運ばれた。名古屋にも生鯖問屋(魚問屋)と仲買がいて、問屋から仲買、さらに小座を通して販売されるのが正規の流通ルートであった<sup>(38)</sup>。

次の【史料17】は1798年(寛政10)に生鯖商売について名古屋の生鯖仲買が生鯖問屋に対して出した商売方法などに関する約定の連判帳である。

【史料17】<sup>(39)</sup>

(表紙)「

連印帳

生鯖仲買中」

今般生鯖商締方御役所へ被仰渡候付以後不埒商致間敷、依之左ヶ条之通為御請連



判差出候事

一 仲買人数五拾人<sub>ニ</sub>御定被下置、右之内式拾五人<sub>者</sub>休株<sub>ニ</sub>相成、当時商致候者式拾五人<sub>ニ</sub>候得共、不都合之節<sub>者</sub>御勝手次第休株之内<sub>ニ</sub>御取立可被成事

一 銀立之義<sub>者</sub>売買共金壹両<sub>ニ</sub>付銀六拾貳匁六分<sub>ニ</sub>取遣り致候事

一 朔日<sub>ハ</sub>晦日迄之買代銀七歩通、其月<sub>ニ</sub>急度相払候事

但、其月払之分<sub>者</sub>御定之持銀被下候筈

一 七歩払残金之分<sub>者</sub>五季勘定可致事

一 仲満之内若不勘定之者有之候ハ、組合之者とも立入取扱、可成丈ケ<sub>者</sub>勘定相立させ可申事

一 熱田生物問屋<sub>并</sub>外問屋其外脇々<sub>ニ</sub>一切生鯖類直買致間敷事

右条々<sub>者</sub>勿論、其外何事<sub>ニ</sub>よらず商仕法之義聊相背申間敷候、若背之者有之候ハ、株御引揚ケ可被成候、為後証連判仍<sub>而</sub>如件

寛政十年午二月

惣行司	枇杷嶋	橋本屋弥八印
	久屋町	萬屋文左衛門印
	熱田簀屋町	深井屋与治兵衛印
	船入町	清水屋長八印
	阿部殿蔵屋敷	加藤屋市右衛門印
	久屋町	はりま屋弥平印
	八百屋町	近江屋伊左衛門印
	廣井村戸田道	益屋兵七印
	阿部殿蔵屋敷	丸屋権六印
	八百屋町	播磨屋十郎兵衛印
	納屋町	美濃屋勘助印
	枇杷嶋	萬屋久兵衛印
	同所	中野屋新兵衛印
	下小田井村	三升屋太兵衛印
	同所	岐阜屋茂右衛門印
	赤塚町	柏屋佐助印
	同町	美濃屋善左衛門印
	大曾根村	酢屋惣助印
	同村	笹屋新助印
	同村	萬屋佐助印
	船入町	村田屋権六印
	廣井村中橋裏	米屋善八印
	同村戸田道	小倉屋権六
	大曾根村	万屋孫八印

戸田町

升屋甚八印

清水太左衛門殿  
見田七右衛門殿  
鬼頭弥五左衛門殿  
大鐘藤七殿  
岩間勘兵衛殿  
高津兵左衛門殿  
伊藤忠左衛門殿

【史料 17】に連印した仲買は枇杷島の橋本屋弥八を惣行司として他に 24 軒、宛先の間屋は 7 軒である。約定の内容は、仲買の人数、銀立の換算レート、代金の支払い方と不勘定の者への対応、取引相手の限定である。第 1 条によれば、仲買は総数を 50 軒、内半分の 25 株が休業中、残り 25 軒が営業中であるが、必要に応じて休株から間屋が自由に仲買を取り立てることができることになっている。第 2 条では金銀のレートを 1 両 60 匁の一般的なレートではなく 62.6 匁とすることを決めている。第 3～5 条は代金決済に関する条項で、生鯖取引では 1 か月分の代金の 70% をその月内に支払い、残金は年間 5 回に分けて支払うことになっている。代金が支払えない場合には支払えるように仲間内で処理するのが原則とされている。第 6 条は熱田の生物問屋や他の問屋からの直買を禁止している。

冒頭の記載と第 2 条に対するその後の問屋たちの対応からこの約定は町奉行所の強い指導に従ったものであることが推測される。冒頭には今後「不埒商」いをしないように町奉行所からの指導により連判帳が作成されたことがわかる。具体的な問題が発生したのか、町奉行所からの指導の直接の契機は不明である。第 2 条の生鯖取引のレートに対して、これまでは天明期に定められたレートで取引を行っており、この後問屋・仲買・小座は揃って天明期のレートに戻すように繰り返し町奉行所に働きかけている。この対応から考えると少なくともこの金銀レートについては問屋・仲買・小座側の意向を反映したものではなく、藩側の主導権で決められた可能性が強い。

第 1 条の仲買の取立方は問屋が圧倒的に有利であり、実行されれば問屋に都合のよい仲買が少なくとも半数を占めることが可能である。また、第 5 条は文面としては、仲間や組合で融通してできるかぎり代金が支払えるようにするというごく当たり前の内容に思えるが、実際には次の【史料 18】【史料 19】にみるように処理される。

#### 【史料 18】<sup>(40)</sup>

##### 証文之事

一 枳屋甚八生鯖代金返済相滞候<sub>ニ</sub>付、今般柏屋佐助・中野屋新兵衛・近江屋伊左衛門三人取扱<sub>ニ</sub>而金高六分通今度返済仕、残金之儀<sub>者</sub>来亥春<sub>ハ</sub>拾ヶ年賦<sub>ニ</sub>相済可申段御頼申上候<sub>処</sub>、以勘弁御承知被成下忝仕合奉存候、尤右当金六分通之内<sub>江</sub>先達<sub>而</sub>竹皮屋伊助<sub>ハ</sub>御預<sub>ケ</sub>相成居申候金百四拾両之津の国屋喜兵衛居宅書入手形差加え、都合

六分通御勘定仕候、残金四分通之儀ハ親類大里屋茂吉・萬屋甚三郎兩人引請申候処相違無御座候、勿論右兩人ハ別紙引請証文差入申候、生鯖代金高并借用相成申候残金四分通左之通

一金貳百拾六兩ト拾貳匁七厘 見田

内

一金九拾二兩也 喜兵衛書入手形<sub>二</sub>而借用

一金三拾七兩貳分ト拾三匁貳分四厘 今度返金之分

ノ金百貳拾九兩貳分ト拾三匁貳分四厘

引残金八拾六兩壹分ト拾三匁八分三厘

一金百拾貳兩三分ト拾三匁壹分貳厘 清水

内

一金四拾八兩也 喜兵衛書入手形<sub>二</sub>而借用

一金拾九兩三分ト壹匁八分七厘 今度返金之分

ノ金六拾七兩三分ト壹匁八分七厘

引残金四拾五兩ト拾壹匁貳分五厘

一金拾六兩三分ト九匁貳分九厘 高津

内

一金拾兩ト八匁五分七厘 今度返金之分

引残金六兩三分ト七分貳厘

一金九兩壹分ト九匁八厘 岩間

内

一金五兩貳分ト八匁四分四厘 今度返金之分

引残金三兩三分ト六分四厘

惣残合

金百四拾貳兩ト拾壹匁四分四厘

右残り金借用<sub>二</sub>相成申候処相違無御座候、為後日仍<sub>二</sub>如件

文化十一年戌十一月

升屋甚八 ⑩

柏屋佐助 ⑩

中野屋新兵衛 ⑩

近江屋伊左衛門 ⑩

清水太左衛門殿

見田七右衛門殿

高津兵左衛門殿

岩間勘兵衛殿

【史料 19】<sup>(41)</sup>

一札

一枱屋甚八生鯖代金滞申候<sub>二</sub>付商御支留<sub>二</sub>相成申候処、追々御頼申上残金之儀<sub>者</sub>拾ヶ年賦<sub>二</sub>被成下忝奉存候、就<sub>而</sub>ハ此後商之儀我等引請月々為勘定仕可申候、万一不勘定之儀出来仕候ハ、急度取立為勘定仕可申候、仍<sub>而</sub>問屋衆中商高左之通月々御商被成遣可被下候

一金貳拾兩	見田七右衛門様
一金貳拾兩	清水太左衛門様
一金拾兩	岩間勘兵衛様
一金拾兩	高津兵左衛門様

ノ ノ

右之金高迄八月々御商被成可被下候、急度引請申候処相違無御座候、為後日一札仍<sub>而</sub>如件

文化十一年戌十一月

柏屋佐助 ㊤

中野屋新兵衛 ㊤

近江屋伊左衛門 ㊤

見田七右衛門殿  
清水太左衛門殿  
高津兵左衛門殿  
岩間勘兵衛殿

【史料 18】【史料 19】によれば、仲買の枱屋甚八は魚代金の支払いが滞ったため取引停止となり、柏屋佐助ほか仲買 3 人が取扱に入り、滞り金の残金を 10 年賦で支払うこと、今後は柏屋らが責任をもって枱屋に代金を支払わせることを約束している。滞り金が発生しているのは見田七右衛門・清水太左衛門・高津兵左衛門・岩間勘兵衛の 4 人の生鯖問屋であった。見田には約 216 両、清水には約 112 両、高津には約 16 両、岩間には約 9 両の滞り金があり、その 60% を現金などで返金し、残りの 40% 4 人合わせて 142 両余を 10 年間かけて返済することになる。残金の返済の保証人は親類の大里屋茂吉と万屋甚三郎である。同業者である柏屋らは商取引上の保証人ということになろう。さらに、債権者である問屋 4 軒と枱屋の間では、残額の多い見田・清水とは各 20 両、残額の少ない高津・岩間とは 10 両という 1 か月の取引額の上限が定められている。これは表現上は上限であるが、1 か月合計 60 両の取引が成立するとは考えにくく、実際にはこの金額に達するまではこの 4 軒の問屋と取引することが義務づけられているといえよう。

【史料 18】【史料 19】からは、問屋と仲買では圧倒的に問屋が強く取引の主導権を握っている生鯖商いの様子のみとることができる。【史料 17】のように仲買が問屋に対して連印帳を出していること自体、両者の関係性を表しているといえる。肥物の場合とは問屋・仲買の関係はかなり違いがあると考えられる。

また、生鯖商い全体を考える場合は、最初にも触れたように熱田の魚問屋との関係も重要である。【史料 17】第 6 条には名古屋の仲買が熱田の魚問屋と直接取引をすることが禁じ

られている。

【史料 20】<sup>(42)</sup>

乍恐御歎願奉申上候御事

私共儀御国御草創已来魚問屋職之者<sub>二</sub>而、天保十三寅年問屋名目<sub>并</sub>諸株共御解相成候已後も、引続魚鳥売捌方世話筋可取扱旨被仰渡、其後魚世話方之名目御差免被下置、猶又当時<sub>二</sub>而ハ魚世話方肝煎之名目被下置、御蔭を以問屋名目御解已前之通職業仕、且御冥加金年々百兩宛其外魚鳥等売高壺<sub>二</sub>付御冥加金壺<sub>二</sub>宛上納仕候儀共御許容被成下置、難有仕合奉存候、就夫御領分浦々島々ハ勿論他所<sub>二</sub>送参候魚鳥共都<sub>而</sub>売捌方私共おゐて取扱、古来外無比類職分<sub>二</sub>御座候処、御城下魚之棚岡本屋仁左衛門・近江屋治郎左衛門儀鮎・鱒等川魚類直買商ひ仕候間、御差留之儀奉願哉も申合罷在候得共、魚之棚料理屋而已<sub>江</sub>売捌候趣<sub>二</sub>も相聞、左候得ハ多分之儀<sub>二</sub>も有御座間敷、且ハ御上様<sub>江</sub>彼是奉懸御手数候儀も可恐入候間差控罷在候折柄、右仁左衛門・治郎左衛門儀昨年来御領分浦々島々<sub>并</sub>他邦<sub>江</sub>も魚荷差送方之儀及懸合、売捌方之儀ハ魚之棚料理屋初御城下夫々之向<sub>江</sub>手広示談仕、既<sub>二</sub>魚荷追々送り来、於店先大業<sub>二</sub>糶売仕、猶又夏季<sub>二</sub>至魚類步行送り出来兼候時節相成候得ハ、船送り<sub>二</sub>堀川筋<sub>江</sub>為乗込、川岸辺に糶場をも所補理候目論見<sub>二</sub>而、右之趣ハ既<sub>二</sub>先々<sub>江</sub>引合およひ候旨をも承知仕、私共ハ不及申元魚仲買<sub>二</sub>而当時魚世話方<sub>与</sub>相唱魚類商売罷在候者共<sub>并</sub>魚売小座共<sub>二</sub>至迄一統案外驚入、右魚世話方共<sub>并</sub>小座共之儀ハ人数千人余御座候事候得ハ、内輪騒立私共<sub>江</sub>追々難渋申立候趣も御座候、右ハ仁左衛門・治郎左衛門儀右之通魚類直買仕候付<sub>而</sub>ハ、私共同様差定候御冥加金<sub>并</sub>買高壺<sub>二</sub>付壺<sub>二</sub>宛之御冥加銀共上納仕候儀<sub>二</sub>可有御座歎候得共、全薪法之儀<sub>二</sub>而先般復古之筋を以商ひ物御締被仰付、諸品共世話方肝煎等相立居候品ハ其職之者<sub>江</sub>相懸り買取、決<sub>而</sub>直買不相成旨為御触之趣<sub>二</sub>も違背仕、且ハ此儘差置候得ハ弥増長仕、私共<sub>江</sub>之入荷漸々相減、終ニハ私共<sub>并</sub>魚世話方共御冥加金上納方も難出来、夫而已ならず家業も相離レ、猶又千余人之魚売共露命も繫兼候次第<sub>二</sub>も可相運<sub>与</sub>事实昼夜歎息仕候、右ハ荷主共之儀ハ夫レ相応<sub>二</sub>私共<sub>二</sub>取替金有之、魚鳥等送り越候節売払代<sub>二</sub>応勘定候儀御座候処、仁左衛門・治郎左衛門<sub>江</sub>相送り候得ハ、新店之儀得意を附候積り別<sub>而</sub>氣請も宜敷可有御座、売主手前おゐて魚代其儘落手も出来、乍左右方<sub>江</sub>差送り候道理<sub>二</sub>而、夫<sub>二</sub>引替私共儀ハ職業被奪取、取替金迄勘定之期失ひ候訳<sub>二</sub>而実以難渋不大形、最早此上ハ御屋敷様之御慈悲<sub>二</sub>奉継候<sub>二</sub>外無御座奉存、不奉願恐御歎願奉申上候、何卒广大之御愛憐を以前条之趣厚聴召被為分、仁左衛門・治郎左衛門魚鳥直買仕候義早行御手厳敷御差留被下置候ハ、私共ハ不及申魚世話方共<sub>并</sub>千余人之魚売小座共迄御蔭を以安堵<sub>二</sub>渡世可仕<sub>与</sub>冥加至極難有仕合<sub>二</sub>可奉存候、依之御内々御歎願奉申上候、以上

乍恐御請奉申上候御事

名古屋魚之棚岡本屋仁右衛門・近江屋治郎左衛門儀近頃魚類手広直買仕候付、御差留

方之儀奉願上候処、右兩人共之儀先年之魚類直買仕候哉又ハ近年之之事候哉と御尋之趣承知奉畏、篤<sub>与</sub>取調申候処、鮎・鱒少々、取扱候外大業<sub>二</sub>海魚直買市立候儀ハ全昨年来之儀<sub>二</sub>、先年之當時之体海魚手広直買商ひ仕候儀<sub>二</sub>ハ無御座、其内先年少々之海魚邂逅直買仕候義も可有御座哉、小割迄ハ相分不申候得共、仮令直買仕候共勿論市立等仕候儀無御座、瑣細之儀<sub>二</sub>私共初大勢之魚売共も更<sub>二</sub>不存過來候程之儀<sub>二</sub>、御当所魚市之障<sub>二</sub>相成候儀も無御座、隨<sub>二</sub>是迄御差留方等奉願候儀も無御座候処、何分<sub>二</sub>も昨年来ハ御国内浦々島々を初他国<sub>江</sub>も魚荷送り方之儀及引合、其外保田辺<sub>江</sub>出迎私共得意之魚船をも奪ひ取、如何<sub>二</sub>も手広直買商ひ仕、私共初大勢之魚売共更<sub>二</sub>難立行、尤右体大業之儀ハ先年決<sub>二</sub>無御座、且ハ魚市之儀ハ古来御当所<sub>二</sub>限り候事<sub>与</sub>承知仕居、旁最前之通御差留方奉願候儀<sub>二</sub>御座候、仍之此段御達申上候、以上

酉十一月

魚世話方肝煎

七左衛門

謀三郎

又三郎

石原三右衛門

権左衛門

御奉行所

【史料20】は1861年(文久元)熱田の魚世話方肝煎が熱田奉行に出した願書と請書である。問題にされたのは名古屋魚之棚の岡本屋仁左衛門と近江屋治郎左衛門の2人で、熱田の魚世話方肝煎の主張としては、鮎・鱒などの川魚を直買していたため営業差止めを願い出るべきか肝煎の間では議論になっていたが魚之棚の料理屋に売却しているだけであまり大きな商売でもないのととりあえず願い出ずに黙認していた。しかし、昨年あたりから尾張藩領内はもちろん他国の漁師らに魚荷を送るよう依頼し、料理屋だけではなく名古屋城下のあちこちへ売り捌くようになった。さらに、歩行商いができない夏場には魚荷を運んできた船をそのまま堀川まで入らせて川岸に糺場を設ける計画を立てている。さらに、保田まで魚船を出迎えて熱田の間屋の得意であったはずの船からも直買することも発生している。魚の売主の立場からいってもすぐに現金が手に入る岡本屋らとの取引のほうが好都合である。その結果、熱田に入る魚荷は減少し問屋・仲買・小座とも難渋することとなり、仲買や小座が騒ぎ立てる状況が発生している。そのため、岡本屋らの商売を差止めることを求めている。1862年(文久2)に出された願書では、岡本屋らは名古屋の料理茶屋のなかで「仲買体」の者を設けて直買をしていることも指摘されている。

『新修名古屋市史』にもあるとおり、この願はなかなか認めてもらえず、1867年(慶応3)にも再度歎願をしている。この一件からは、魚を扱う商人たちのルールが厳密に適応されればルール違反になる場合でもある程度は黙認される範囲があり、それを逸脱すると争論に発展していくことがわかる。また、岡本屋らが行っているとされる行為は、市立、清算方法、新たな「仲買体」の設定など、従来の商慣行を大きく変更するものであった。由緒

ある熱田の魚問屋でもそのような流れに抵抗しきれない状況が幕末期には生まれていたといえよう。

## むすびにかえて

以上、本稿第1節では19世紀前半の商人のデータを示した。これまでの研究で名前が知られていた旧家や尾張藩との関係が深い商人以外にも数多くの商人が世間で認知されていた。それぞれ基礎となっている史料の性格が異なるのでこれだけで単純に比較することはできないが、名古屋の商人を考えるためには多様な視角から商人を拾い出すことが必要である。その意味で長者番付が19世紀前半の商人の基礎データの第一歩となろう。見立番付に類する史料だけでも、献金や施行、有名店などをテーマに編集されたものもある。こうした史料も名古屋商人のあり様を描く上で有用であると思われる。

本稿第2・第3節では、株仲間やその内部、商人・仲間の関係に重点をおいて具体的な商人や取引のあり方を論じた。材木・肥物・生鯖などいくつかの業種をとりあげたが、時代的な変遷や問屋と仲買の関係性、その時々直面する問題などは各業種によって異なる。ここで扱ったのはごく限られた業種の一断面でしかないが、今後こうした商人や取引の具体的な事象を時代、業種の幅を広げて蓄積していくことで、名古屋の商人や商業の実態を明らかにしていく必要がある。

本稿では十分に触れられなかった、あるいは全く扱えなかった課題も数多く残されている。そのひとつは流通からみた名古屋内部の構造である。本稿でも清須越商人の居住地や仲買の居住地などに触れたが、業種や業態による経営拠点の持ち方の違いについて横断的にとらえて名古屋という町の構造を商人や流通・経済という視点から考えてみる必要がある。その際には問屋・仲買といった流通の中核部に近い商人だけではなく、小座とよばれる小売商人や職人などの存在も可能なかぎり明らかにしていくことが必要であろう。また、名古屋城下では各家で行うような手工業がさかんである。そのなかには綿織物業のような尾張広域で展開している産業の生産過程の一端を担うような加工業とそれを扱う商業もあった。また、麦を干す季節には火の用心の町触が毎年出されるように、町に暮らす人々も農業とは無縁ではなかった。このような小商人・職人や手工業で生計を立てるような人々も含めて名古屋に住む人々の経済活動を明らかにすることによって、名古屋という都市のあり方にもアプローチできる可能性がある。

名古屋と外の地域との関係も重要な課題である。本稿では肥物商売において地廻りの仲買が成立していたことや魚をめぐる熱田と名古屋との関係などを紹介した。また、金物については京都・大坂からの流通のあり様の変化に触れた史料もあった。名古屋と熱田、尾張全域、さらに周辺諸国という地域的な流通をめぐる関係はもちろん、それと全国的な流通との関わり方を具体的な事例を蓄積していくことが必要であろう。そうした事例を示す史料は、名古屋・尾張にもまた商品の出荷地・到着地(消費地)にも残っているはずであり、広く史料を発掘することが求められる。こうした作業をとおして、流通からみた名古屋や尾張の位置づけや地域的な関係性が明確になる。

尾張藩との関係も御用達という格付けだけではなく、尾張藩の経済政策のなかで実際の担い手である商人や仲間などの動向をとらえていくことも必要である。個別の商人、仲間など商人の組織、尾張藩など経済を動かしていく要素を時期や業種・業態などを意識しながら実態的に明らかにする研究がまだ十分には蓄積されていない。そうした研究を積み上げながら名古屋・尾張の流通・経済の全体像とその特徴を明らかにしていきたい。

## 注一覧

- (1) 名古屋市役所発行。
- (2) 代表的な著作として『名古屋商人史』（中部経済新聞社、1966年）、『升半茶店史』（升半茶店、1971年）、『近世名古屋商人の研究』（名古屋大学出版会、1994年）などがある。
- (3) 『名古屋叢書』第12巻（名古屋市教育委員会編集発行、1963年）所収。
- (4) 前掲『近世名古屋商人の研究』p3。
- (5) 『新修名古屋市史』第3巻・第4巻（新修名古屋市史編集委員会編、名古屋市発行、1999年）、同資料編近世1～3（新修名古屋市史資料編編集委員会編、名古屋市発行、2007～2011年）、『愛知県史』通史編第4巻・第5巻（愛知県史編さん委員会編、愛知県発行、2019年）、同資料編15～23（編・発行は通史編に同じ、2003～2016年）。
- (6) 名古屋城下町調査実行委員会、2007年。
- (7) 名古屋市博物館、2013年。
- (8) 『名古屋叢書』第9巻（名古屋市教育委員会、1963年）。
- (9) 「明和安永頃御用達名前帳」（『名古屋商家集』所収）。ただし、この表題は名古屋市史資料13-163『名古屋商家集』（旧市史編纂時の写本）に収録した史料の表題として表紙に記されたものである。本文では冒頭に「明和安永頃歟調達金連名」とありこれが包紙に記載されていることが注記されている。また、『名古屋商人史』ではこれを1767年（明和4）の名簿している。なお、「寛延旧家集」も同じ『名古屋商家集』所収である。『名古屋商家集』には原本に関する記載がなく、原本の体裁を正確に反映しているかは検討の余地があると考えている。
- (10) 他にも『中京俳人考』（文化財叢書71）、『中京書家画人考』（文化財叢書74）、「尾州書林書肆別出版書目集覧」（岸雅裕、『名古屋市博物館研究紀要』5・6）、「尾州濃州紺屋惣帳」（弘化5年、『名古屋商家集』）、「銭商売人別集」（文久元年、『名古屋商家集』）が使われている。これらについては、前2者は商人のデータと同列に扱うことが困難であり、後3者は職種が限定されるため、本稿では比較対象とはしない。
- (11) 『名古屋叢書』第6～8巻（名古屋市教育委員会、1959～1963年）。
- (12) 「尾張名古屋町人相撲之番附」は「万法宝蔵一切大成」（『東海市史』資料編2〈東海市史編さん委員会編、東海市発行、1974年〉所収）に写し取られたものである。「おはりなごや持まる後でき」（木版）は徳川林政史研究所・三井文庫・弥富市服部家所蔵、「名古屋分限見立角力」（写）は蓬左文庫所蔵「鶏肋集」巻5に収録、「尾張名古屋分限見立角力」は徳



川林政史研究所所蔵である。「名古屋分限見立角力」は『名古屋市史』政治編 2(名古屋市役所、1915年)に翻刻が掲載されている。今回のデータは「鶏肋集」収録の写と『名古屋市史』の翻刻を照合修正して作成した。

- (13) 『新修名古屋市史』第4巻 p325。
- (14) 『新修名古屋市史』資料編近世1 町触 557。
- (15) 『尾張国名古屋納屋町肥物問屋高松家史料 師崎屋諸事記』(日本福祉大学知多半島総合研究所編、校倉書房、1994年、以下『師崎屋諸事記』と略記する) p80。
- (16) 『師崎屋諸事記』 pp.81-82。
- (17) 徳川林政史研究所収集史料 4493(徳川林政史研究所所蔵、以下、徳川林政史研究所収集史料については所蔵者省略)。
- (18) 徳川林政史研究所所蔵尾張国名古屋史料 48(徳川林政史研究所所蔵、以下、尾張国名古屋史料については所蔵者省略)。
- (19) 徳川林政史研究所収集史料 4078-2。なお、この史料は1939年(昭和14)作成の写本であり、本文末の「右之通」以下は写本では縦棒が引かれ省略されている。
- (20) 尾張国名古屋史料 134。
- (21) 尾張国名古屋史料 65。
- (22) 徳川林政史研究所収集史料 4275。
- (23) 『新修名古屋市史』第4巻。
- (24) 『師崎屋諸事記』 pp.80-81。
- (25) 『師崎屋諸事記』 p176。
- (26) 『師崎屋諸事記』 p412。
- (27) 徳川林政史研究所収集史料 4376。
- (28) 徳川林政史研究所収集史料 4866。
- (29) 『師崎屋諸事記』 p231。
- (30) 『師崎屋諸事記』 p173。
- (31) 『師崎屋諸事記』 pp.197-200。
- (32) 徳川林政史研究所収集史料 4125。
- (33) 『師崎屋諸事記』 pp.182-183。
- (34) 『師崎屋諸事記』 pp.220-221、同 p273。「天保八年丁酉八月廿六日四ツ時」以降が p273 掲載部分である。
- (35) 『師崎屋諸事記』 p225。
- (36) 徳川林政史研究所収集史料 2031。
- (37) 肥物をめぐる流通については『新修名古屋市史』第4巻 pp.377-382などに記述があるので、あわせて参照されたい。
- (38) 魚取引については『新修名古屋市史』第4巻 pp.372-377に記述がある。
- (39) 徳川林政史研究所収集史料 6219。
- (40) 尾張国熱田史料 33(徳川林政史研究所所蔵)。なお、尾張国熱田史料 33はさまざまな

文書の綴であり、綴に後から付けられた表紙に「熱田いさば問屋文書」と記されている。綴の形態になった時、表紙が付けられた時、表紙の文字が書かれた時は不明である。しかし、その内容や登場する商人の顔ぶれなどから、熱田ではなく名古屋の生鯖問屋に関する史料であることは明らかである。

(41) 注(40)に同じ。

(42) 徳川林政史研究所収集史料4576。なお、この史料は1911年(明治44)作成の写本である。「熱田魚世話方肝煎願達留」(『名古屋叢書』第11巻)に翻刻が収録されている。